

平成23年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年12月5日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成23年12月5日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第48号 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第49号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第50号 尾鷲市市税条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第51号 尾鷲市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第52号 尾鷲市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第53号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第54号 平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第 9 議案第55号 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第56号 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第11 議案第57号 平成23年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議案第58号 平成23年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議案第59号 第6次尾鷲市総合計画の基本構想及び基本計画の議決について
- 日程第14 議案第60号 工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）
（質疑、委員会付託）
- 日程第15 一般質問

○出席議員（15名）

| | |
|--------------|-------------|
| 1番 北村道生 議員 | 2番 内山鉄芳 議員 |
| 3番 端無徹也 議員 | 4番 田中 勲 議員 |
| 5番 三林輝匡 議員 | 6番 神保美也 議員 |
| 7番 南 靖久 議員 | 8番 三鬼和昭 議員 |
| 9番 與谷公孝 議員 | 10番 大川真清 議員 |
| 11番 濱中佳芳子 議員 | 12番 三鬼孝之 議員 |
| 13番 高村泰徳 議員 | 15番 中垣克朗 議員 |
| 16番 真井紀夫 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | |
|-------------|----------------|
| 市 長 | 副 市 長 |
| 会計管理者兼出納室長 | 市長公室長 |
| 総務課長 | 財政課長 |
| 防災危機管理室長 | 税務課長 |
| 市民サービス課長 | 福祉保健課長 |
| 環境課環境係長 | 商工観光推進課長 |
| 魚まち推進課長 | 木のまち推進課長 |
| 建設課長 | 水道部長 |
| 尾鷲総合病院事務長 | 尾鷲総合病院総務課長 |
| 尾鷲総合病院医事課長 | 教育委員長 |
| 教 育 長 | 教育委員会教育総務課長 |
| 教育委員会生涯学習課長 | 教育委員会学校教育担当調整監 |
| 監 査 委 員 | 監査委員事務局長 |

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 長

議事・調査係副主幹

〔開議 午前10時00分〕

議長（中垣克朗議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号によりとり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第48号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」から、日程台14、議案第60号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、2番、内山鉄芳議員。

2番（内山鉄芳議員） おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

私の質疑は、議案第53号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」質問させていただきたいと思います。

議案書の18ページ、19ページ、そして新旧対照表の33ページをよろしく願いいたします。

今回、賦課限度額を引き上げるということですが、今回の引き上げ幅は医療分で50万円を51万円に、後期高齢者支援分を13万円を14万円に、そして介護分を10万円を12万円に引き上げ、合計で73万円を77万円に、4万円引き上げ、平成24年4月1日より引き上げるということですが、この賦課限度額については、22年度に医療分で47万円を50万円に、支援分を12万円を13万円に4万円引き上げました。また、介護分については、21年度に9万円を10万円に1万円引き上げています。

また、ことし23年度においては、国民健康保険税を15.75%引き上げており、なぜ今回賦課限度額を引き上げなければならないか、その理由をお聞きいたします。

また、9月7日に尾鷲市国民健康保険運営協議会が開かれ、この賦課限度額の引き上げについて議論されたと思いますが、この議論の内容、また全員が賛成されたのかもお聞きいたします。

そして、現在、尾鷲市の今の国民健康保険の財政調整基金が今現在どれだけあるかもあわせてお聞きいたします。よろしくお聞きいたします。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） ただいまの内山議員の質疑でございますが、国民健康保険税賦課限度額の改正につきましては、地方税施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されております。

これらは、中間所得者に重くなっている保険税の負担を緩和し、被保険者の負担の公平を図る観点から、本来、高所得者層にかかるはずの保険税額を中間所得者層が負担している現状を是正し、平準化を図るためのものであります。

また、本市におきましては、本年4月から税率の引き上げを行ったため、賦課限度額の引き上げを据え置いておりましたが、去る9月7日、尾鷲市国民健康保険運営協議会において、慎重にご審議をいただき、全員で答申をいただいております。

また、基金の残額なんですけど、平成23年度予算で1億5,964万4,000円となっております。

以上であります。

議長（中垣克朗議員） 内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 課長、私の聞いとるのは、運営協議会でどのような議論をされたんか、もう全員が賛成されたんかということをお聞きしたんで、そのことをまた2回目に答弁いただきたいと思います。

先ほどの答弁では、中間所得者層ですか、これは緩和されるということを行いましたけども、緩和される中間所得者というのはどれぐらいおるんでしょうか、尾鷲市においては。またそのことを1点お聞きしたいと思います。

また、今回の賦課限度額を引き上げた場合に、医療分、それと介護分、それから支援分、これについては、何世帯あるのかということと、もう一つは、やっぱりこの税率を上げた、賦課限度額を上げたということで、金額ですね、上げたら

どれぐらいの金額が増収されるかということもあわせてお聞きしたいと思います。

それともう一つ、この影響を受ける所得水準の上限の人の所得は、どれだけの人が値するのかということもお聞きして、よろしくをお願いします。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 先ほどの、国保運営協議会の委員さんの中においてのご協議なんですけど、2年、この23年度に15.75%の税率を上げるということで、実際、3月31日に限度額の公布がされましたけど、やっぱり二重ということで、1年間据え置いて、限度額を翌年度に持ち越すということも、23年度の税率を上げるときにもいろいろ協議をされておりました。その結果を踏まえて、委員さんに説明しまして、全員のご承認をいただきまして、今回の改正ということで出しておられます。

議長（中垣克朗議員） 内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 1回目のときに、基金が約1億5,900万円ですか、あるということで、私は、基金がそこまであるんやったら上げなくてもいいのになと思ったんですけども、私も何回か委員会で質問させていただいてるんですけども、この基金については、たしか前期高齢者の負担金の精算により、県から借り入れた1億4,400万円が含まれてますね。それで、これについては、24年度から約2,800万円ですか、これを5年間で済まさないといけないということで、私、思うところによりますと、やはり基金がもう底を突いてきとるよと思うてもよろしいんでしょう。当市については、やはり国民健康保険は大変厳しいときに来ているんだなと私自身も思ってます。ぜひ頑張ってくださいと思いますんですけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、打開するには、やはり医療費、これは医療費等が非常に尾鷲市が高い、高いというんじゃなしに使われとるということで、ぜひ課長、この医療費削減について、どのような施策をなされとるんかなと、私は思っとるんですけども、どのようなことをなされとるんかということを知るのが一つと、もう一つが、今の国民健康保険、各自治体については、この国民健康保険が大変厳しいときに来とるということで、私新聞とか何かでよく見るんですけども、広域化がうたわれとるんですけども、当市に、そのような通達があったんか、ないかお聞きして、私の質問を終わります。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 先ほどの国保運営協議会の委員会でどのように説明されたんかと、その後の質問で、賦課限度額の対象世帯が何名おるのかということ

が、先ほど質疑あったんですけど、それにつきまして、まず税務課長のほうから説明させていただきます。その後、先ほど言われましたことに対して説明をいたしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 税務課長。

税務課長（奥村和俊君） 賦課限度額の対象世帯として何世帯ですか、また国民健康保険税収入として、どの程度見込まれますかの質問であります。国民健康保険税賦課限度額は、医療分で46世帯、後期高齢者支援金分で91世帯、介護納付金分で41世帯の3種類であります。世帯で合算されますので、181世帯が該当しておりますが、これから重複している世帯分を除きますと、96世帯が対象となります。

また、賦課限度額の引き上げに伴う国民健康保険税収入の見込みは年間200万円余りと試算しております。

そして、所得水準については、世帯構成等の違いから一概には言えませんが、約800万円以上の所得、これは給与収入では年収で1,020万円が対象者となります。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 先ほどの広域化等、また医療費の削減等についてお答えしたいと思います。

確かに、前期高齢者交付金、これ平成22年度の精算において収入不足分を県から1億4,400万円を借り入れしました。今後の国民健康保険につきまして、平成22年10月に策定しました平成23年から27年の5年間の尾鷲市国民健康保険事業健全化方針により運営をいたしております。その中では、被保険者の方の健康増進だとか、そういう保健事業も含めております。

また、現在国では国民健康保険制度において、地方では厳しい財政運営であることから、社会保障制度と税の一体改革の検討が社会保障改革に関する集中検討会で進められております。今後、このような国の動向を注視しながら財政運営に努めていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 内山議員。

2番（内山鉄芳議員） この医療費等の削減について、ちょっとお伺いしたんですけども、やはり国民健康保険がこうして値上げしていかなんと、引き上げていか

んなんということは、やっぱり医療費の、尾鷲市はもう三重県下でも医療費の使うところではトップクラスやということで、やっぱりこれを削減していかなあかんのじゃないかと思えますんですけども、その取り組みについて、これは保健師さんがおらんのでわからないと思うんですけども、そういうようなことをやっとなのは、どういうことをやっとなんですかと私は聞いたんで、そのことだけ、ちょっとお聞きしたいと思えますんで、よろしくをお願いします。

議長（中垣克朗議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（南進君） 保健の取り組みにつきましては、福祉保健課の保健師さんで国保の全体的なもの、一般市民の方の健康増進ですか、そういう含めた中で、全体の中で国保の医療費を引き下げていきたいなということで考えております。

議長（中垣克朗議員） 次に、16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 私は、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳出、第2款第1項第4目契約検査費の工事等契約検査経費委託料363万1,000円についてと、それからあと2件、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳入、第19款第5項第2目弁償金、商工観光推進課弁償金、1億3,631万7,000円について、3件目に、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳出、第5款第5項第5目海洋深層水推進事業の報償費の1,145万1,000円について、計3件について質疑を行います。

まず最初の、工事等契約検査経費委託料363万1,000円については、これは過日、尾鷲小学校の工事設計に関して四千数百万でしたかの追加が出て、議会でもいろいろと議論を呼んだところですけども、このことにつきましては、市長はこの責任は職員の責任だということで、処分を明言しておりましたけども、そのことを協議した内容等も議会のほうには一切説明もなく、またこのことについて市民側の反応は一体議会は何をしとんやと、議会はなめられとらへんのかと、そんなようなことも私は何度か言われました。そういう中で、どういうことで今回、この議案が出てきたのか、ひとつきちっと説明をしていただきたいということが一つ。

それから、二つ目の質疑は、商工観光推進課弁償金1億3,631万7,000円、これについては、尾鷲市は3億5,362万6,754円を損害賠償金として

裁判のほうに告訴をしておると、そういう中であって、相手方である船会社側が神戸地裁ですかに申し立てを行って、船舶所有者等責任制限手続というので申し立てを行ったと。それを受けて、この1億三千何がしかが入ってくるんだということですけども、一体、この業者は非を認めたんでしょうか。そういうことで、入ってくるということなのか、それとも、この金は手続上入ってくるという金なのか。また、この神戸地裁で行われた裁判というのは、どういう裁判なのかもよくわかりません。そして、津のほうで行われておる尾鷲市の3億五千数百万の裁判の決着はどうなっていくんか、その辺のところは、2億からの差があるもんですから、これは尾鷲にとっては大事なお金です。そのことについての説明をきちっと、よくわかるように説明をしていただきたいと、このように思います。

それから、3番目は、それを踏まえてのことですけども、尾鷲市の顧問弁護士に1,100万円からの報償金というんですか、裁判費用は裁判費用でかかっておるんですから、裁判費用の部分は私はこれは当然、きちっと支払わないかと思うんですけども、報償金というのか、プラスアルファの謝礼というのか、そういうお金はなぜ今回精算をしなければいけないのか、そしてこんなに多額な金額がどうして必要なか、その辺のところもよくわかるように説明をお願いをしたいと、このように思います。

以上、3件です。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 真井議員の質疑にお答えをいたします。

経過的な質疑だったと思いますけども、近年におきましては、公共工事の品質を確保するため、発注者の責務等を定めた公共工事の品質確保の促進に関する法律、この法律が施行され、専門的な知識及び技術を有する職員がより一層求められております。

このような中、特に建築においては、意匠、構造、機械、電気等、専門的分野が各種多様にわたっており、中間及び完成時におけるチェックは市の検査員及び監督員の業務であると認識をしておりますが、品質を確保していくためには、専門的技術を有する外部の機関による支援も必要であると考えております。

ですので、今回の契約検査体制等々の反省も踏まえて、今回、支援委託料、業務委託料を予算化をお願いしたいということでもあります。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 2点目、3点目の海洋深層水の関係について、あわせてお答

えさせていただきます。

経緯も含めて、若干長くなりますことをご容赦いただきたいと思います。

歳入、第19款諸収入、第5項雑入、第2目弁償金の商工観光推進課弁償金1億3,631万7,000円及び歳出、第5款農林水産業費、第5項水産業費、第5目海洋深層水事業費の報償費1,145万1,000円につきまして、これまでの経過も含めて、改めてご説明させていただきます。

昨年、2月26日に発生しました海洋深層水の取水管損傷事故と、その原因者と考えられる船舶につきまして、すべての客船、それから300トン以上の国際航行に従事する船舶、それから500トン以上の国際航行に従事しない船舶への登載が義務づけられておりますAIS、これは船舶自動識別装置というものでございますが、による航行情報を取得することによりまして、特定した上で、本市の顧問弁護士であります室木・飯田法律事務所に法的事務を委任いたしました。

また、並行して、事故と船との因果関係につきまして、事故現場の状況やデータ等を鳥羽商船高等専門学校の先生方にもご検討いただいた上で、昨年8月に船主である井本船舶株式会社、運営会社である井本商運株式会社、運行会社である株式会社イコーズ及び船長に対しまして、事故と賠償責任についての見解を求める文書を送付いたしました。

これに対しまして、9月に相手方からは、事故は他船の可能性が否定できず、船長ら乗組員もいかりが取水管にひっかかったような事象を認識しておらず、事故との関連はなく、賠償責任を負うものではないとの考えを示した文書が届いております。これは、相手方の弁護士を通じて提出されたものです。

このことから、本市は、このままでは解決に向けての話し合いはできないと判断し、11月10日に損害賠償請求の訴訟を津地方裁判所に提起いたしました。

被告らは、この訴えを受けて、12月22日に津地裁で開催された第1回口頭弁論期日におきまして、損害賠償の責任を否定しながらも、神戸地裁へ船舶所有者等責任制限手続の申し立てを行い、本年1月7日にその開始が決定されたことから、責任制限手続開始申し立て事件につきましても、あわせて室木・飯田弁護士事務所に委任し、損害賠償訴訟と並行して対応してまいりました。

船舶所有者等責任制限法につきましては、船舶の積載量トン数に応じ、一定の割合で算出した金額に限定して責任を負わせるという金額責任主義を採用したものでございまして、統一の国際条約、日本も加入・批准していることから、制定された特別法でございます。本法の適用を受ける事象は、一般法の規律が排除さ

れ、本法に定める規律が適用されるものでございます。

神戸地裁で行われました責任制限手続きにつきましては、3月18日に制限債権の参加届け出書を提出し、5月24日の第1回制限債権調査期日では、管理人による届け出債権の調査が行われ、9月6日の第2回制限債権調査期日では、管理人から本市の債権については、全額異議なしと報告されました。また、制限債権の参加者には、本市以外にもう1者ございましたが、その債権については認められず、本件における制限債権は本市だけとなっております。

被告側からも異議がなかったことから、10月21日に船舶所有者責任制限法にのっとり算出された1億3,631万7,128円が供託され、本市に全額配当される見込みとなっております。

責任制限法による供託金の算出につきましては、算出単価をSDR、これは国際通貨基金IMFの特別引出権という単位で計算されております。

本件、船舶の国際総トン数が2,064トンでありますことから、まず2,000トンまでを100万SDRとし、これに端数の64トン掛ける400SDRを加えた102万5,600SDRが限度となります。

申し立て当時で計算しました1SDRは、126.347円でありますことから、基礎となる弁償金は1億2,958万1,483円となり、これに事故発生から責任制限手続きの供託委託契約届け出日、これは1月6日なのですが、までの遅延損害金670万9,836円、それから開始から供託された10月21日までの供託利息2万5,809円を加えた、合計1億3,631万7,128円が供託金額となります。

特別法である責任制限法により、供託金額が決定されたことにより、本市は供託された金銭からしか配当を受けられないという制度であることから、本定例会において一般会計補正予算に歳入に弁償金として1億3,631万7,000円を、歳出には弁護士報償金1,145万1,000円を計上させていただいたものでございます。

ちなみに、弁護士の報償金でございますが、これについても一定の計算のもとになされておりました、通常の三重県弁護士報償規定で計算しましたものよりも、相当安価となっておりますのでございます。

一方、津地裁で係争中の損害賠償請求につきましては、昨年12月22日に開かれた口頭弁論期日から先月15日に電話会議による弁論準備手続まで、延べ8回開かれてまいりました。これらにおいて、被告側は依然として賠償責任につい

て認めておりませんが、神戸地裁で供託が決定されたことから、来年1月24日に予定されている弁論準備手続において何らかの反応や動きが予想されるところでございます。本市としても、訴訟の取り下げも含めた中で検討せざるを得ないという状況でございます。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） まず、総務課長の答弁をいただきましたが、やっぱり尾鷲小学校の工事設計にかかわっての反省というふうに聞こえたんですけども、そうであるならば、それがどういう反省をした上で、こういうふうになったかということが何にも説明がないんですね。新聞等にも書かれておるんですけども、職員の処分をしたと、協議をしたと、そういうことだけでも、さっぱり何がどうでこうでということ、よくわからないと。議会も、どうも聞いてないようなふうだと、そのとおり議会も何も聞いてないんですね、こういうことを反省をしてこうなりましたというようなことも何もなしに、ただ、最近の工事は大変高度なものになってきて、難しくなってきたので、そういう形をとったというふうにだけ今説明を聞いたように思うんですけども、それなら、検査はどうなるんですか。検査もやっぱり、今までどおりというふうに聞いておるんですけども、設計をつくる段階から、事前検査みたいな形で、それも外部の機関にお願いをして、そして360万円ですかの高額な金を払ってやるんだと、こういうことですけども、私はちょっと話が、筋が違うんじゃないかと、このように思うんです。本来なら、尾鷲小学校の問題は、設計業者であるシーラカンズがずさんな設計図書をつくって、その上に仕様書というんですか、そのほうが正しいということでやったら、それもずさんな成果品であったと。それを見逃したのが尾鷲市のチェックだったと。そういうことであれば、尾鷲市のチェックをどう強化するかということのほうが一番最優先されるのに、それを外部機関へもう委託してしまうというのは、ちょっと安易過ぎへんですかね。その辺のところをもう一遍説明をお願いしたいと、このように思います。

それから、今、副市長のほうから、何か専門用語が入って、いろいろ難しい説明をいただきましたけど、私は単純に考えて、一応、津のほうに3億数千万円の、3億5,600万円でしたか、3億数千万円の裁判を上げておる、そして相変わらず相手は非を認めていないと。それで、なおかつ今度は神戸地裁のほうでは、船主の責任制限とか何とかって、国際的な法律みたいですけども、では、1

億3,000万円ばかりのほうについては、相手方、供託をして、わざわざ、何も悪いことをしとらへんと言いながら、供託をして、その上で1億3,000万円丸々、三千数百万円ですか、丸々尾鷲市にその金が来ると。ようわからんのですけどね、それならそれで、3億数千万円のほうも認めてもらわないかんのじゃないんですか。その辺のところを、こちら側でも認めてないんでしょう、相手方は非を。その辺のところをはっきりとせないかんのやないですか。もう一遍、その辺のところ、説明をお願いしたいということと、それから、こちらがまだ片づいていないのに、弁護士に成功報酬か謝礼かわからんですけど、1,000万円からの金を別に払うんでしょう。裁判費用、弁護士費用は私は払わないかんと思うんですよ、その分はわかりますけども、成功報酬か謝礼か知らんけど、1,100万円ぐらいのお金ですね、そのお金を払うというのは、ちょっと軽率やないんですか。もう少し見きわめないかんのやないんですか。私は、この金額に対しても安いと言いましたけども、私は結構な金額やと、高い金額やと、こう思いますけども。それはそれとして、それを今回払わなならんというのは、何か、不思議に思うんです。きちっと処理されて、その上で、こういう形で終わりたいというのであれば、それはそれでまた、私たちも考えさせてもらわないかんとも思うんですけど、ちょっとその辺のところは、これは市民のお金なんですからね、自分の懐のポケットに入っとる金やったら、どう扱うかと考えてみたらわかると思うんですけど、その辺はちょっと、合点がいかん。もうちょっと、慎重に考えてもらわないかん。特に、高額なお金ですから。そう思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの質疑ですけども、先ほど、今回の反省を踏まえてということで述べましたが、この反省点として、検査の見落とし、あるいは入札の際の判断ミスと、これがありました。これにつきまして、工事請負人、指名審査会という、それを審査・協議していく組織があります。その審査会で2回ほど、このことを審議して、これの対応についてどうするのかということを重ね協議をしました。それで、体制の面ですけども、現在、市の検査体制なんですけども、小規模な工事におきましては、従来どおりの現職員で検査を実施すること、これはできますが、日々技術革新が進む中で、大規模工事や、特殊な技術を要する工事の品質確保を図るためには、専門的技術を有する職員の配置による検査体制の強化が必要ということもありまして、審査会の中で重ね協議をした結果、今回、

予算化しております支援業務委託料をお願いをしたいということになります。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 続きまして、海洋深層水関係について、改めてご説明申し上げます。

先ほど来、説明させていただいております船舶所有者等責任制限手続でございますが、この法律ができる前は、船の補償というのは非常に多額のものになります。そういったことから、仮に船で何かの事故、あるいは賠償責任が起こった場合にも、非常に多額な額になるということから、実質上損害があった人に対して損害賠償が行われてこなかったという例が全世界的にございました。そういった中で、一定の、ここまでは補償しなければならない、それ以上については逆に免責されるというような内容のものが国際的に定められて、それを日本も批准して、船舶責任者等制限手続という法律ができたものでございます。

そういった中に照らし合わせまして、今回の本市の損害につきましても、この法律が適用されるということでございますので、特別法である、この法律が適用されますと、通常の損害賠償のほうに影響を受けると。仮に、新たな事実として、例えば故意であるとか、知っとして、尾鷲に損害を起こしたろうと思って、事故を起こしたというような新たな事実が起こってくれば別ですけども、そういった状況が考えられませんので、このままの額が確定されるということでございます。

それに対する弁護士報酬が高いか安いがというお話もありましたので、改めて、ちょっと説明させていただきますと、弁護士の報酬金の費用につきましては、日本弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規定が定められていまして、報酬に関する基準を作成することになっており、県内の弁護士事務所では、平成14年4月1日に改正の三重県弁護士報酬規定をもとに基準が定められております。その基準は、事件の種類ですとか、内容ですとか、依頼者が受ける経済的利益の額によって異なってまいります。今回の訴訟に関する弁護士費用を三重県弁護士報酬規定、いわゆる三重県の弁護士報酬規定で算出してみますと、まず、着手金は損害賠償請求額の2%に369万円を加算した金額と消費税で1,130万661円、さらに報酬金としまして、経済的利益の額の6%に138万円を加算した金額と消費税で1,003万6,978円となり、着手金と報酬金の合計で2,133万7,639円となります。

今回の契約による弁護士費用では、まず着手金が52万5,000円のみ、報

酬金が経済的利益の額の8%と消費税合わせて1,145万638円となることから、着手金と報酬金の合計1,197万5,638円となります。

これらを比較しますと、先ほどの2,133万7,639円から約930万円余り安価となっております。さらに、今回の委託契約におきましては、当初、室木・飯田弁護士事務所から弁護士側の基準である経済的利益の10%のところを、協議の結果、格別のご配慮をいただき8%で契約させていただいたことをあわせてご報告申し上げます。

今回、予算として計上させていただきますことについては、いろいろこれまで現行予算の流用とか、いろんな形で皆さんに誤解やらご迷惑をかけたということも重々反省しながら、あるものはちゃんと歳入に計上する、それから支出に必要なものはきちんと予算に計上するというので、今回計上しようとするものでございます。

議長（中垣克朗議員） 真井議員。

16番（真井紀夫議員） 先に、副市長のお答えいただいたことに関して、再度質問したいと思うんですけども、今、弁護士の報酬等について、副市長から説明をいただきましたけど、私はほとんどがそんなことしてないと、このように思っております。ただ、副市長が言われるような、そういう仕事をなさる弁護士さんもおられると、それはもう弁護士さんにも、これは一つの例ですけども、ランキングがありまして、部門部門に1番から100番までとかと、そういうようなランクがあつて、そういうお仕事をなさる方はそれなりのものをいただいております。うなと思っておりますけども、通常はそんなものじゃないと思っております。そういうことで、今、一番最高のところをご説明いただいたんかなと思うんですけども、これはけさ、インターネットでとってきた弁護士さんの費用の一つの例なんですけども、大体着手金が、それは事件の大きさにもよるでしょうけども、三、四十万円が基本だと。何やったら、ほかの例も調べてもらったら結構ですけども、それはそれといたしましてね、高い例もあれば、安い例もあれば、中には、このごろ弁護士さんも取りはぐれると、報酬を取りはぐれるということで、早い段階から、契約書をつくって、これまでは委任状へサインをいただいと、こういうことやったんですけども、最近、特に若い弁護士さんは、そういうことをなさるといふうに聞いております。今回も、そういうことで、市のほうが、ひた隠しに隠しておったけど、5月の段階で契約をしておったと、このことについては、もう今さら問いませんけども、8%というような高いパーセンテージで契約をしておった

と。それを今回、これにはめたということではないようですけども、私は、もう少し、その辺のところは、やっぱり尾鷲市は慎重に考えないかんと思います。それから、もう一つは、これは去年、私は言い続けたことですけども、調停をやらないかん、調停というものは裁判所で世話してくれるんですね。それをやって、どうにもこうにもならんのなら、次なる訴訟へと、こういうふうな段階を踏まざるを得んですけども、その辺のところをあなた方は頭から、どれだけ言うても聞こうとしなかった。そのことについては、今さら言うても、これはまた残念な話ですけども、いま一つ、副市長が言われたのは、相手が非を認めていないということなんでしょう。非を認めていないのに、そのお金がこっちへ入ってくると。こちらの3億5,000万円のお金のほうは、もうおりなしようがないというようなことを今、副市長は言うたんですけど、そんなこと言うてええんですか。尾鷲市の3億何千万のお金がかかわるとる裁判なんですね。その辺のところをやっぱりもっと真剣に考えてもらわないかん、こう思いますし、2,000万円ぐらいかかるから、1,000万円で上がったなら安いんやと、それも私はおかしいと、こう思うし、もうちょっと市民のお金は大切に考えてもらいたいと、このように思うんですけども、その辺のところ、相手は相変わらず否定しとるんでしょう。否定しとるんなら、そここのところははっきりとさせるべきじゃないんですか。その辺のところをもう一遍お尋ねしておきます。

それから、総務課長のほうにあれですけども、職員ばかりが悪いと、こういうような形でこの事件はおさめられたように思うんですけども、私はまだ本来はおさまってないと、こう思うとんですけども、シーラカンスがずさんな仕事だったから、こういうことになったんでしょう。だから、職員のチェックも甘かっただろうけども、設計業者の責任も大いにあると、僕は思うんですね。こんなずさんな設計業者を選んだ尾鷲市にもやっぱり問題あることはあると思いますけども、こんなずさんな業者を選ばなんだらよかったんやと、しかし、これは選んでしまったことなんですけど、もう少しその辺のところをしっかりと、やっぱり反省をし、またそのために、どこを強化せんのかということになれば、まずチェックが、検査が甘かったということははっきりしとるんですから、そこを強化すべきやのに、そのことを置いといて、外部へ、それも三百数十万円の高いお金を出して委託してしまうって、ちょっと、責任感の問題はどうなっているんではないかね。その辺のところは、本来は、自分たちをまずしっかりささないかんのやないかと、こう思うんですけど、それを外部の機関にゆだねるといのは、ちょっと

安易過ぎませんか。もう一度お答えをいただきたいと、このように思います。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） まず、弁護士報酬の関係からご意見いただきましたので、改めてご報告させていただきますと、三重県弁護士報酬規定で客観的に計算したものでございますと2,100万円余りの弁護士報酬になります。それを、今回の室木・飯田弁護士事務所にいろいろご協議させていただき、例えば、経済的利益が10%あるところを8%にさせていただいたりとか、それから着手金を52万5,000円で固定していただいたりとか、いろんなことをしていただきながら、最終的に約930万円ほど、安い額の1,197万5,638円としていただいたのでございますので、非常にご厚意で配慮していただいたということでございます。

それから、調停というご指摘も最初いただいたのも事実でございます。ただし、その時点では、相手方が自分ところは関係ないということで否定しております。それをまずは特定して法定に引っ張りださないかんということになりますので、そういった中で調停というのは、まずは不可能です。相手方が出てこないですし、相手が特定できていませんので。ですから、そのためにも訴訟を起こしたのは一つの効果があると思っております。

それから、最終的に、相手方がまだ責任を否定しているというのは、確かに事実でございますけれども、それを認めてもらうようにというのも、こちらで主張する中でございますし、ただ、非常に残念ながら、額的には、この責任制限法が特別法として優先されますので、額的にはこれ以上もらえるという見込みは、既にないと思っております。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 三度お答えですが、簡単に、質疑であることをわきまえて質疑してください。

真井議員。

16番（真井紀夫議員） 副市長ね、調停は無理だと、自分で勝手に決め込んでおるけども、あれは裁判所が入って、裁判所が呼んでくれるんですね。そのことをせんとって、もう頭から無理だと決め込むほうが私はおかしいと思うんですよ。そういうことではね、することをして、こうだったと言うんならいいけど、することをせんとって、ただちょっと打診してみたら、もうあかなんだと。だから無理だというような判断は、私は軽率やと思いますよ。もっとやっぱり慎重にやって

もらわないかと思う。

それから、総務課長、説明は、あなたの言われることは少しはわかるんですけどね、相手、シーラカンスという設計業者がずさんだったということで、職員も大いに迷惑したんだろうと私は思うんですけども、その辺のところは、全く何にも説明がない。どう協議したのか、職員を処分したと、こう言うけども、説明もない。それから、だからどう検査機関を強化するんかということがなされんと、もういきなり外部へゆだねてしまうと、もっと責任のある仕事を頑張ってもらいたいと、このように思います。答弁は結構ですけどね、そういうことで終わります。

議長（中垣克朗議員） 次に、9番、與谷公孝議員。

9番（與谷公孝議員） それでは、私は議案第60号「工事請負変更契約について（尾鷲小学校・尾鷲幼稚園耐震整備事業に伴う改築及び補強工事）」につきまして、質疑をいたします。

今定例会において、市長の本議案に対する提案説明におきまして、ちょっと紹介させていただきます。次のように、述べられております。今回の変更契約につきましては、校舎跡地に見つかった井戸の処理及び地盤の補強としてセメントと土を攪拌し、締め固める地盤の改良、さらに建築基準法の改正で避難用の外部階段と防火扉2カ所の追加工事が必要となったことによる変更が主なものであります。そして、また外壁につきましては、井戸の処理や、地盤改良などに費やした工期の短縮を図る上で最もふさわしい工法としてログ工法から強度も耐火性も問題ない羽目板工法に変更することにより、工期内の完成を目指すものと、このように提案の説明をされております。

ここで言われる建築基準法の改正で、外部階段とか、防火扉につきましては、十分理解はできます。しかしながら、今回の井戸が見つかったことによります井戸の処理と、土壌の改良のための施工ですね、こういったところに約40日も、随分とかかったもんだなど。これがしわ寄せとなって、結局ログ工法の施工上において工期内完成が難しいという、こうして私判断しております。したがって、土壌改良とか、井戸の処理につきまして、こんなにかかるもんかなと。これは10月の中旬ぐらいに、そういう報告があったというか、そのように聞いております。11月8日には臨時議会がたしか持たれておったと思いますが、もう少し、これはやっぱり来年3月30日というか、工期の目いっぱいの部分からさかのぼって、逆算すれば、40日もかけるということ自身が、その工法変更につな

がるということはもう最初からわかっていると思うんですね。だから、土壌の改良、それから井戸の処理について、そんなに時間がかかるものなのかなと、素人ながらに感じますが、その辺のお答えをいただきたいと思います。

それと、もう1点は、ログ工法は、これは市長の説明ではありませんが、11月18日に、生活文教常任委員会で、この工法変更の説明があり、その状況が新聞等にも報道されております。その40日おくれたというのも一つ、そしてまた、つけ加えの説明がありましたが、ログ工法は防火基準の認定取得が必要だが、尾鷲小整備工事の請負業者がログ工法免許を持たず、工期中の取得も困難なため、羽目板工法に変更したと、こういうことが一応報道されております。

こういったことから、工事契約、請負契約というか、そういったときにこのログ工法の施工の資格を有するかどうかという、こういったところは必要条件として入っていなかったのかなという疑義が生まれましたので、ちょっとその辺だけ質疑いたします。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） 與谷議員議員の質問にお答えいたします。

まず1点目が、地盤改良等に40日間を要した理由ということなんですけども、その大きな理由としましては、木造校舎を解体した跡に井戸が見つかったということが一つあります。

それから、校舎の下の地盤が軟弱ということもありまして、土壌改良が必要というようなことが判明しました。

それで、作業としましては、まず井戸の処理方法をどのようにしようかというような検討に入りました。それとあわせて、土壌のサンプルを検査機関に送りまして、どのような改良方法が適当であるかというような検査もやってもらいました。その後に、井戸の施工としましては、深さ4メートルのところに底盤コンクリートを設置しまして、その上に3メートル角のラップルコンクリートというんですけど、3メートル角の豆腐状のコンクリートでふたをするというような工法をやりました。

それで、地盤改良の施工方法としましては、まず必要な部分の掘削を行いました。その掘削土と改良セメントを攪拌しまして、50センチピッチ、50センチ埋めて、それを地盤を固めるというような工法を50センチピッチで行いました。このような工法を行うことによりまして40日間という日数が余儀なくされました。

それから、ログ工法というのは特殊な工法でありまして、これが入札当時に、この認定業者と契約という認識で、今質問があったと思うんですけども、入札に参加した業者がこの認定をとっていなければ入札に参加できないというものではございませんで、この外壁を工事するのに、防火認定のログ工法が必要で、ログ工法の防火認定が必要ということで、施工業者自体がその認定を持つとる、持つてないで入札に参加できる、できないというものではございませんでした。

議長（中垣克朗議員） 與谷議員。

9番（與谷公孝議員） わかりました。その辺は理解はできると思うんですが、ただ、要するに改良工事の検討実施で40日と、こうおっしゃってみえるんですけどもね、その後のログ工法の要するに防火基準、認定取得が結局とれなかったという、どうも私のイメージでは、土壌改良とか、井戸の処理にかかったということの、元来そうなんでしょうけども、このログ工法の工法免許の部分でおくれて、この形に、羽目板工法にせざるを得なかったのではないかなという、どうもそこら辺の疑義が生じておりますので、そこをもう少し説明していただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） 今回、ログ工法から羽目板工法に変えた大きな理由としましては、先ほど説明しましたように、地盤改良等に40日間という工期を要しました。このログ工法という工法につきましては、特殊な工法ということで、外壁を施工する、設計上の施工では、ログ工法をやって、その上に羽目板工法というような、特殊な、複雑な工程になっておりました。それで、羽目板とログの間には補強金具というようにも設置するというような複雑な構造がありまして、一定の施工期間が必要であります。それで、この40日間延びるということで、工期内の完成が困難というようなことになりましたので、今回、変更します羽目板工法の場合ですと、統一した施工方法ということで、大幅に工期が短縮できることとなります。それで、工期内の完成が可能となると判断しました。

それで、先ほどから指摘があります施工業者が認定をとれなかったから、ログから羽目板に変えるというようなことはございません。

議長（中垣克朗議員） 與谷議員。

9番（與谷公孝議員） わかりました。

あと、その辺の疑義は付託された委員会の審査経過も注視したいと思います。

あと、私としては、ログ工法、公共建築物等木材利用促進法という法律の施行の後で、私も地元産材の活用を訴えてきた一人として、現実には、この報道により

ますと、例えば、ログ工法で使うはずの角材が2,400本のうち、約1,000本が残るであろうというふうにして報道されておりますし、その1,000本は、床とか廊下に全量使っていくと、こういうふうな報道がされておりますけども、本来、構造材といいますか、ある意味、そういう角材ですから、節だらけの目ではないと思うんですね。そういう角材を床や廊下にという形で、どんな形になるのかなという思いがあります。やっぱりもう少し、木材として生きた形といいますか、床、廊下でどうなんかな、イメージがどうしてもわきません。

そういったところも含めて、これは常任委員会で審査されると思いますので、その辺も注視したいと思いますが、しかしながら、最終的に私も、このログ工法の資格という部分と、密接にこの土壌改良の部分、井戸の処理、こういったところが絡んでおるような気がいたしまして、質疑をさせていただいた次第ですので、その辺、十分に質疑の趣旨を酌み取っていただきたいなと思いますが、その辺に、お答えありましたらお願いいたします。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） まず、ログ工法にしますと、作業的にはログを組んですぐ上の羽目板工法に進めるというものではございませんで、ログの場合ですと、木を積んでいきますので、どうしても乾燥とかが起こるとすき間ができます。そういうふうな、組んだ後、そのすき間をなくすのに1週間ごとでというようなことで、大変長い時間がかかりますので、短くしたということでございます。

それから、ログ材の使用、ログ材として製作した部材を流用しまして、表の2面を使います。それで中心部分が残るんですけども、その辺につきましては、玄関周りとか、中庭の周りとか、いろいろ今後使用していく予定でございまして、計画どおりの地域産材の使用量は確保したいというふうに考えております。

議長（中垣克朗議員） 與谷議員。

9番（與谷公孝議員） 今、建設課長、ログの場合、角材を積み重ねていく、そして乾燥した場合の微調整ですね、すき間ができるとかというお話がありましたが、素人考えでも、平面の上に平面の物を載せるという、私は思いじゃなくて、何か溝を切っているんじゃないかなと思ったりしとるんですが、それで、結局乾燥ですき間ができて、微調整をしていく中で、期間があとまたかかるんだという判断で、説明どおりで受けてよろしいんですかね。

議長（中垣克朗議員） 建設課長。

建設課長（上田敏博君） そのとおりでございます。1週間ごとぐらいに、ボルトで

締め直しを1カ月ぐらいかけて確実に締めるという工程を繰り返します。

議長（中垣克朗議員） 次に、11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） 通告に従いまして、質疑を行わせていただきます。

まず、質問の趣旨をご説明したいと思います。3月11日の大震災以来、当市の防災に対する事業費が数々計上されております。市民生活においても、住民の大きな関心を寄せている項目であると思います。しっかりと説明をお伝えすることで、防災対策に対する意識を高めることにもつながるのではないかと思います。

質疑に関しましては、その詳細をご説明いただくために、極力通告した上で行うことを心がけておりますので、今回も提案説明だけで把握できなかった部分を予算委員会に先駆けて詳細をお聞きしたいと思い、準備いたしました。

思ったとおり、市長におかれましても、補正予算の中で重要なポイントであったらしく、提案説明で述べられていない詳細説明が予算委員会の説明を待つことがもどかしく思われたようで、質疑通告を行った後、記者会見で詳しくご披露されているのを拝見いたしました。

さらに、一部報道も1面トップに見出しで紹介されるほど、関心の高いものであったと思われることから、質疑として詳細な説明を受けるだけの予算であることを確信いたしましたので、よろしく願いいたします。

それではまず、補正予算書21ページ、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳出、2款総務費、1項総務管理費、11目防災費の非常時用備品整備事業、消耗品費172万4,000円について、これの事業目的、その品物の仕様、設置箇所、使用方法、それからこれは提案説明でも11カ所というふうに聞いております。今後のほかの地域に対する事業計画をお答えいただきたいと思います。

もう一つ、補正予算書の19ページ、少し戻りますけども、議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」のうち、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の庁舎管理経費の工事請負費400万円について。これは、提案説明において須賀利の出張所のあたりをお話しされておりました。これの工事内容と事業目的、それから財源内訳、これも今後他地域に対する計画をお答えいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 防災管理危機室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 濱中議員の質疑に対し説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、11目防災費、非常時用備品整備事業のうち、

需用費、消耗品費 172万4,000円につきましては、救援表示シート 11 地区配布分で 132万円であります。この事業の目的は大規模地震、津波や豪雨災害時において集落が孤立する事案が全国各地で発生しております。本市においても、災害時に集落が孤立することを想定し、防災行政無線の相互通信や次世代無線 LAN を活用した通信手段の構築を進めておりますが、想定外の災害等により、これらの通信手段も使用できなくなった場合を考慮し、上空のヘリコプターなどに直接状況を伝えることを目的に救援表示シートの配備を進めるものであります。

その仕様及び使用方法につきましては、大型シート、これはターポリン素材というんですけれども、現在、本庁舎前に津波高の懸垂幕を掲げておりますけれども、あれの素材と同じであります。2枚を1組とし、1枚には、あらかじめ地区整理番号とか、地区名を印刷しておきます。もう1枚には布テープを使用し、負傷者等の情報伝達を行います。大きさは1枚が縦3.6メートル、横が5.4メートルであります。これらを小学校のグラウンドとか、道路とか、上空から見えるようなところに広げて、上空から見えるように広げていただく予定であります。

それから、配備地区につきましては、現在、須賀利、九鬼、早田、三木浦、三木里、古江、賀田、曾根、梶賀、大曾根、行野浦の 11 地区を現在考えております。

今後は、防災訓練等のときにおきましても、上空からのヘリコプターによる、その大きさや色合いなどをもう一度検証していただきながら、今後も他の地域への配備は必要かと考えております。

そのほかには、津波などの避難時に3階以上の施設に、最上階までの避難を促すための施設内誘導標識の作成費として8施設分で21万円であります。これは、玄関から避難施設へ入っていただきましたら、3階だとか、そういう矢印とか、いろいろな看板を作成していこうと思っております。

その配備地区につきましては、尾鷲小学校、宮之上小学校、矢浜小学校、尾鷲中学校、福祉保健センター、九鬼漁村センター、三木浦漁村センター、それから中央公民館を予定しております。

次に、今回の補正に予定しております備品購入費のほうにおきまして、地震自動解錠ボックスに収納するハンドメガホン、油圧ジャッキ、多機能ラジオ、LEDの懐中電灯など一式を8施設分へ配備するための19万4,000円あります。この地震自動解錠ボックス設置施設につきましては、現在、今後中央防のほうで想定が出されると思っておりますけれども、そのときに尾鷲市におきましても、ひ

よっとしたら浸水域に入るんじゃないかというようなところを予定しております。その部分につきましては、尾鷲小学校、宮之上小学校、矢浜小学校、尾鷲中学校、福祉保健センター、九鬼漁村センター、三木浦漁村センター、それから防災のかなめとなります防災センターを予定しております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 私のほうからは、庁舎管理経費の中の工事請負費400万円についてお答えをいたします。

この事業は、災害時に避難所となる施設の停電に備えて、電力系統の復旧までの間の電力を確保することを目的に太陽光発電を利用しまして、災害時の防災力の向上を図っていくものです。設置場所は、耐震性、あるいは津波の想定域等々を考慮いたしまして、須賀利出張所を予定しております。

次に、能力的な部分なんですけれども、対象設備としまして、太陽光発電設備が3キロワット、蓄電システムが5キロボルトアンペアであり、太陽光発電は一般家庭で設置されている程度の設備で、蓄電システムにつきましては、停電しても電灯や情報を得るためのテレビ、あるいは通信のためのノートパソコンなど、避難所として最低限の電力が半日程度は確保できることを想定をしております。

次に、財源なんですけれども、これは県の補助事業であり、県補助金50%を見込んでおります。

他施設への導入ということなんですけれども、この太陽光発電の導入は、市としては、今回初めての試みです。ですので、避難所の施設の耐震性、あるいは設置場所の日照時間等々の関係、いろいろ諸課題がたくさんあります。今回の事業はモデルケースとして実施し、検証をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） ありがとうございます。じゃあ、まず救援シートのほうから、さらにお聞きしたいんですけれども、この秋に生活文教の常任委員会の先進地施策で訪れました静岡県なんですけれども、ここは、主な建物の上に直接ペンキで何か、常時ペイントされておりました番号がありました。聞くところによりますと、もうその番号において上空から、施設の場所であるとか、詳細な情報がわかるような仕組みになっておると聞いております。熊野市のほうでも番号が書いてある施設を幾つか見たことがございます。

これ、今の説明でいきますと、非常時にその場所に敷くなり、掲示をして見せるということなんですけども、この事業を予定するに当たりまして、常時、どこからでも確認のできるペイントをしてしまうような事業は検討されなかったのか。それと、先ほど災害時、いろんな種類を言われましたけれども、特に設置される周辺地域においては、豪雨災害を想定して、例えば、土砂崩れの危険性のないところに置こうとすれば、海岸付近になると思いますし、津波想定をすれば、多分高いところに置かなくてはならないのかなという気がします。そういった危険を避けて、必ず取り出せるという場所に保管をする必要があると思うのですけれども、常に、どこに保管をされるのか、そのあたりをもう少しお聞かせいただきたいと思います。

それから、それを保管されている場所をきちんと、だれもが把握をされていることが重要かと思います。例えば、消防団の方ですとか、重立った方にお知らせをしておいて、その方たちが取り出しに行けないようなところに、孤立された場合、そしたらだれが取り出すのかということを経区全体に周知する必要もあると思います。そういった方法もどういうふうにお考えになっているのか、それもお伺いしたいと思います。

それから、須賀利出張所のほうに設置される太陽光におきましては、一応モデルケースというふうに聞きましたので、これの検証結果を踏まえて、多分ほかの地域でも、停電時に通信方法としてかなり有効に使えるものではないのかなという想像ができますので、今後は、これの検証の結果、ほかにも広げていけるような検討を行っていただきたいと思いますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 今の、静岡県とか、それから熊野市の例でありますけど、あるいは小学校とかの屋上にもともとペイントで書いてあるところはあります。尾鷲市のほうにおきましても、それは検討しましたけれども、尾鷲市のほうは、既に形状がドーム型の屋根が多いとか、そういうこともありまして、なかなかそれには適していない、難しいかなという結論に達しました。このことから、これは静岡県でもこの表示シートは進めておりますけれども、それにかわるものは何かということでも検討しました結果、この表示シートが一番いいんじゃないかという結論に達しまして、このようなものを採用する方向に至りました。

それから、これの保管方法につきましては、今後、備蓄計画等にもありますけ

れども、各地区の方と話し合いました。その各地区で主導的にこの備蓄品、ほかのアルファ化米等もそうですけれども、置かして、一緒に考えて、どこが一番安全なのか、どうしたら一番機能的に取り出せるかというのを今後、これも含めて進めてまいる予定であります。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） わかりました。先ほどの質問の中に、どうやって周知していくのか、住民の皆さんにというあたりもありましたので、それも一つお願いしたいんですけども、庁舎の前のシートは拝見いたしました。これは、そのときが来るまで折り畳んで、多分置いておくのだと思うんですけども、ああいった物の性質上、折り畳んだままで長いこと置きますと、やっぱり劣化もあると思います。かといって、頻繁に取り出すのも、またこれも劣化の一つになると思うんですけども、大体、これを更新する年数ですね、耐久年数といいますか、ずっとしまったままにしておいて、さあとなったときに破れて使えないということも困ると思うんです。そのあたりの点検含めて、どういった、耐久度の問題と、訓練時にどのような使われ方をするのかとか、そのあたりも、最後お聞かせいただきたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 消防団とか、住民の皆様への周知につきましては、当然、僕のところ、一緒になって、各地区、地区で今、いろいろ訓練を行っていただいておりますけれども、その中で周知は必ず行っています。

それから、今の懸垂幕につきましても、これも今の状態でも風にあおられて、ぱたぱたとか、ちょっと、いつまでもつのかなとは心配はしております。当面、前の懸垂幕につきましては、12月7日の東南海の日まではかけとけというふうなことを行っております。この表示シートにつきましても、必ず防災訓練は、各地区、1回か2回は必ず行っていただいておりますけれども、そのときには開いていただいて、資機材の点検と同じようにしていただくというふうなことは十分指導しながらご理解いただくような予定であります。

議長（中垣克朗議員） 次に、8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） それでは、通告に従いまして質疑を行います。

議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、予算書20から21ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、3目企画

費の13節委託料、いわゆるコミュニティーセンター等建設事業費60万円と、それに関連しまして、6ページ、第2表、繰越明許費、第2款総務費、1項総務管理費、コミュニティーセンター建設事業、420万円をあわせて質疑いたします。

コミュニティーセンター建設事業費は、第3回定例会で採択された早田地区での現公民館地へ建設すべき設計量として360万円に60万円を加算するものであることが開会日の議案説明等で述べられておりますが、建設予定地について、議会で第3回定例会での多くの指摘として、津波浸水域への建設について慎重な意見が多くあったことから、いま一度、建設地の確認をさせていただきたいのと、設計量として、60万円加える、構造の見直し、そしてコミュニティーセンター設置後の津波等防災対策面での方針についてもご説明願いたいと思います。

また、今回同事業費が平成24年度に繰り越されることになることから、設計図の完成の目途と、それから建設時期についてのご説明、あるいはあわせて概算される工事費等、その財源についてもお示しください。

次に、同じく議案第54号「平成23年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」、予算書6ページ、第3表、債務負担行為、浄化槽整備事業PFI導入可能性等調査業務委託料、平成24年度分ですか、1,400万3,000円について質疑を行います。

まずは、この浄化槽整備事業PFI導入可能性等調査業務委託料の1,400万3,000円について内訳をお示しください。

そして、これまでの国庫補助、県費補助、市町村補助と個人負担で設置してきた合併浄化槽の個人設置型との違いについて伺いたいと思います。

1番目には、個人設置型から市町村設置型に移行した場合、住民負担はどのように変わるのか。

二つ目は、浄化槽の維持管理を市町村で行った場合、住民が支払う料金はどのように変わるのか。

三つ目は、市町村設置型に直営方式もあるようですが、今回なぜPFI方式導入の可能性を調査するのか。

それから四つ目としましては、既に設置されている合併浄化槽はどのような扱いになるのか。

もう1点は、この個人が設置した合併浄化槽等に関連しますが、以前から県費による浄化槽補助金が減額するのではとのお話もあったように思いますが、現状

はどうなっているのか。

以上の点、お答え願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） コミュニティーセンター等建設事業について、まずお答えをします。

コミュニティーセンター等建設事業の設計委託料60万円につきましては、早田コミュニティーセンター建設に伴う設計委託料の増額であり、平成23年度補正予算（第2号）でご承認をいただいた設計委託料360万円に追加し、420万円とするものでございます。

早田コミュニティーセンター建設につきましては、9月定例会でご審議をいただきましたが、防災上の安全面から建設予定地の再検討をするよう、ご意見をいただき、早田地区では、地区住民集会を開催し、現在地へかさ上げをして建設をしたいと合意・確認をされました。市では、地区の意見を尊重し、建設費用と設計委託料を再検討し、補正予算に60万円の増額を計上したものでございます。

細かい質問なんですけど、概算建設費は、一応7,000万円と考えており、それから設計委託の入札時期は、この12月議会で60万円を認められた以降、1月ごろの予定で設計委託の工期が6カ月ぐらいを見込んでおります。

それから、補助金名は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でございます。補助率は2分の1ということでございます。

それから、津波対策につきましては、かさ上げを3メートル50を考えておまして、避難路も取りつけていきたいと、このように今のところ考えております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 環境係長。

環境課環境係長（仲浩紀君） まず、浄化槽整備事業PFI導入可能性調査業務委託料の内容につきまして説明させていただきます。

本市の合併浄化槽整備推進事業は、循環型社会形成推進交付金を活用して、設置者に補助金を交付するという個人設置型制度で今まで推進してまいりました。設置した浄化槽の点検清掃等の維持管理については、浄化槽法によって設置者に義務が課せられておりますが、未実施の浄化槽が数多くあることが実態調査で明らかになっております。

そのため、国・県においては、市町村が浄化槽の設置と維持管理を行う、住民には使用料を負担していただく浄化槽市町村整備推進事業、これを積極的に推進

しております。

この事業は国庫補助の割合が高く、下水道事業債の対象となりますので、設置時における住民負担額が軽減され、また保守点検等の維持管理の手続を市町村が行うため、住民の事務手続の手間を省くとともに、維持管理に対する信頼性が向上することになります。

民間のノウハウ、資金を活用し、効率かつ効果的に浄化槽の整備を行うPFI手法を活用した浄化槽市町村整備推進事業は、平成14年度から国庫補助の対象になっておりまして、具体的にはPFI推進法に基づいて選定した事業者によって整備された浄化槽を市町村が買い取り、その買い取り費用に対しても国庫補助が行われるというものでございます。

浄化槽市町村整備推進事業をPFI事業で実施した場合のメリットにつきましては、民間活力を利用することで、市民の設置費、維持管理費等の経費が軽減されます。こういった手法を通じて、これまでよりも早くかつ広く、浄化槽の整備を促進することができます。

今回、この有利な制度に移行するために実施をしようとする浄化槽整備事業PFI導入可能性調査は、まず、事業の実施計画として生活排水処理基本計画の策定、PFI導入評価、事業評価を行い、事業手法の選定では、各種PFI事業手法の比較、リスク分析、リスク分担について検討いたします。

PFI実施方針の決定では、事業費の積算、募集条件、支援措置の検討、実施方針の検討など、事業スキームの検討を行います。

最後のPFI事業の実施においては、公募資料の作成、事業者の評価、選定支援、契約書の作成等も業務内容に含まれております。

それに要する事業費すべてが1,400万3,000円、これを債務負担行為補正に計上させていただいております。

それで、まず、細かな質問をいただきました。個人設置型から市町村設置型に移行した場合の住民負担はということですが、今現在、個人の設置型では、設置基準額の約60%を住民の方に負担していただいております。これが市町村設置型の場合、その60%ということは、40%が国費、県、市町の負担となっておったわけなんです、国費が約33.3%、3分の1ですね、あと受益者の負担が変動すると、10%から30%と変動できるわけなんです、それによって今まで60%負担であった住民の負担が、本市の財政状況によって、大体2分の1以下に軽減されるというふうに思っております。

浄化槽の維持管理を市町村で行った場合、住民の負担、支払う料金というのはどのように変わるかということですが、今現在は住民の方々に維持管理を行ってもらっておるわけなんです、月々に払う、今度は使用料というのをいただきます。そのほうが計算上、安くなると。また、民間事業者の経営努力で、高齢者等への軽減措置のサービス、そういったことも、もし民間事業者にPFI事業で推進を行った場合は、そういったサービスも提供される、そういったことも見込まれております。

次に、なぜPFI方式があるのかということですが、違いということですが市町村設置型、直営方式で行うためには、担当職員が数名増員することが必要だと見込んでおります。また、市町村設置型では、浄化槽の整備が公共事業ということになりますので、申請業務や関係者等の調整、入札、竣工検査、また特別会計となる使用料の徴収など、従来の業務が大量に増加することになります。その問題を解消するのがPFI事業の導入であり、国庫補助の割合が高い制度への移行に合わせて、民間事業者のノウハウと資金を活用して、効率的・効果的に浄化槽の設置及び維持管理費を削減し、さらに住民負担の軽減を図ることで浄化槽整備の早期推進につなげたいというのがPFI事業のねらいであります。

それとあと、既に設置されている個人の方の合併浄化槽がどのような扱いになるかということですが、既存の浄化槽については、市に浄化槽を寄附をしていただくというようなお願いをいたします。達成した場合には、市町村設置型として、維持管理を行っていくこととなります。しかし、市に寄附することは住民自身が選択されることとなりますので、すべてが市町村管理になるとは言えない部分が残されております。これは、先進他市町の事例でありますけれども、浄化槽を寄附していただいた住民には、使用料の減免期間というものも設ける措置を講じていると聞いております。浄化槽の使用料については、個人で維持管理されるよりも安くなる、そういったこと理由によって寄附する方がふえてきているというふうにも調べております。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 三鬼議員。

8番（三鬼和昭議員） 最初のほうの質疑のほうについて、改めてお伺いしたいと思います。

今回、議会等の指摘もあって、3.5メートルかさ上げすることと、それから避難ブリッジというのかな、避難路を、隣接の高台へ避難通路をつけると

ということですね、そういうことでクリアしていくということですけど、いかんせん津波の浸水域に建てるということは違うと思います。

そこで、一般質問でないのであれですけど、先般、早田地区の方々とお話ということで、出かけた折に、こういった取り組みについていただきました。積極的に、このひまわりの会さんができた折にも、行政ばかりに頼っておれないので、自分たちのまちは自分たちでやるという、この心意気は我々評価しておるところで、取り組みについても評価しますが、この文章の中に、台風、津波時の避難場所というふうな表記がしてありまして、帰りぎわに、区長さんに津波の避難、何でもかんでも避難場所になるという考え方はやめられるほうがいいんじゃないんですかということで、その辺は、今後設置するに当たって、例えば古江方式というか、土砂災害においては公民館であるけど、津波に関しては高台というか、そういったソフト部分というのを徹底していただくと、我々はもっとここへ建てる時の津波についても、こういったハード面、ソフト面があるという理解しやすいと思いますので、その辺については、今後指導的にいかなものかということだけ、もう1点伺いたいと思います。

それから、二つ目の件ですが、詳細に説明していただきました。個人型から市町村設置型になると、設置時にも個人負担がこれまでより減るということであるとか、これまで点検しておった部分が、これが使用料という形の中では、割安になるのであろうかということ、このPFI方式と直営型については、図面とか、表をもらわないとのみ込めない部分もあります。補助がつけられるからどうかと言っていましたので、これは所管の委員会等で詳細を説明していただくことにしまして、この辺と、それからもう1点は、既に設置されている合併浄化槽については、本人の希望があれば寄附というふうな形で、同じような扱いと、減免もするという先進事例があるということですね。ただ、自分自身で管理する方には、それはそのままということも並行していくということですね。わかりました。

ですから、こういったことを、今回の業務委託料、債務負担行為となって、平成24年度分になっておりますことから、こういった調査につきましては、どれぐらいの期間調査されて、こういった方針というか、方向を市として、何年度のスタートを目的に検討されておるのか、方針として検討されておるのかということをお伺いしたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） ただいまの津波対策と台風等の対策でございますが、地区内

では、既に津波対策、それから日常来る台風等について議論がなされています。特に、津波につきましては、とにかく高台へ逃げることがたくさんの意見となっております。ただ、現在、台風とか集中豪雨が近年多く発生しており、新しいコミュニティーセンターができれば、気楽に避難できるということも聞いております。そういう区分けで、住民のほうは既に確認をされていると思っております。

議長（中垣克朗議員） 環境係長。

環境課環境係長（仲浩紀君） 今後のPFIの導入調査についてのスケジュールでございますけども、平成24年度の4月当初にはもう調査にすぐに入りたいと思っております。今回の12月議会閉会后、すぐに個人設置型整備から市町村設置型整備への地域計画変更申請というのを行わなければなりません。それを国に承認していただいた後、事業選定をプロポーザル方式にて選定いたします都合上、業者決定までの期間については、約3カ月かかると見込んでおりますので、先ほど申しましたように、4月からすぐに調査に入りたいと思います。

また、実際の市町村設置型の整備の開始につきましても、平成25年度当初よりを考えておりますので、その導入可能性調査の業者には、主に基礎調査、あるいは導入可能性調査、導入可能性調査までで、PFIの導入が可能となった場合には、アドバイザーといったことで、年度を通してやっていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 三鬼議員。

8番（三鬼和昭議員） 先ほど、最初のお伺いしたんですけど、早田のコミュニティーセンターの建設なんですけど、設計がおくれたような形というか、追加して、おくれたような形になりますが、建物の完成時期というのか、それから、それを利用していくというのか、それは大体いつごろになっておるのかということ再度、聞きたいと思えます。

それと、この予算書なんですけど、あんまり細かいことは指摘したくないんですけど、予算書の20ページ、21ページには、コミュニティーセンター等建設事業になっておりますし、繰越明許のところにはコミュニティーセンター建設事業というように、事業名が若干ですけど変わっておりますので、所管か財務がこれを作成するときにしたのか、こういった表記は、いかがなものなんでしょうかね。これでいいのでしょうか、それとも、統一するべきなのか、この辺、ちょっと見

解もお示してください。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 建物の建設完成時期ということでございますが、建設は7月以降、24年度の補正対応になるかと今のところ思っております。24年度の補正対応で、7月以降に、24年度以内に、年度内に完成を目指しているということでございます。

議長（中垣克朗議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） 予算書の細目事業名と繰越明許費の事業名、これについては、今後きちっと精査を慎重にさせていただきたいというふうに思っております。当然、合致するべきものというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 以上で通告による質疑は終わりました。他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております13議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中垣克朗議員） ご異議なしと認めます。よって、議題の13議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時50分〕

〔再開 午後 0時58分〕

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第15、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、5番、三林輝匡議員。

〔5番（三林輝匡議員）登壇〕

5番（三林輝匡議員） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。三林輝匡です。よろしく申し上げます。

私の質問事項は、尾鷲市の描く「みんなが心豊かに暮らせるまちづくり」とは。内容といたしまして、安心して子育てができるまちづくりと、だれもが健やかに暮らせるまちづくりについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

少子・高齢化の進む尾鷲市において、福祉施策は市民にとって重要な役割となり、生活の安全・安心はもとより、将来の尾鷲市が暮らしやすいまちとなり得るまちづくりを目指していただかなければなりません。

今年度の尾鷲市の世帯別人口を見ると、14歳までの人口が2,094人であり、10年後の平成33年の将来人口推計は1,429人と、600人ほどの減少となっております。出生数も10年前に比べると年間30人ほど減っており、昨年度では127人でした。

また、家族構成も兄弟姉妹が少ない上に、高齢者世帯がふえる傾向となります。

出生率の低下の背景には、女性の社会進出や家族のあり方や価値観が変わりつつある中で、子育ての負担感については、経済的負担の軽減も大変重要なことですし、精神的負担の軽減をはかることが大事であります。少子化に歯どめをかけていくには、家庭のみならず、行政や地域もかかわっていかねばならないと考えます。

福祉は、範囲が広いので、今回は中でも、少子化対策や子育て支援、障害者の自立支援などについて質問していきたいと思っております。

若い世代が子を産み育てていくためには、相応な生活環境や社会的支援が必要であり、2人目、3人目と子供を安心して産み育てることができる背景を整備する必要があります。しかしながら、今日の共働きの家庭や、ひとり親家庭かふえている中で、子供を産み育てるにも、仕事や生活費、教育費等の経済面においても厳しい現実があります。少子化に歯どめをかけるために、尾鷲市はどうか尽くしていくのか気になります。

尾鷲市にとって子供は宝であり、地域に見合った子育て環境が必要です。妊婦健診、不妊治療、出産祝い金、就学者の医療費無償化、保育所、学童のサービスの充実、子育て世代への市営住宅の入居枠の拡大など、子育てにかかわる支援に取り組んでいる自治体は多くあります。

これまでのように、国・県の施策になぞってだけでなく、独自の上乗せ事業も視野に入れるべきではないでしょうか。安心して子供を産むことができ、子供たちが健やかに育ち、尾鷲の郷土を理解し、大人になっても住み続けようと思

われるまちをつくることで定住者の安定を望むこともと大事だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、障害者を持つ家庭の悩みとして、成長とともに就業や介護の困難さを耳にします。保護者が高齢となり、将来の介護や独居生活の不安を抱えている家庭もある中で、自治体の支援は欠かせないと考えます。尾鷲市にはグループホームのような施設もなく、在宅の介助サービスだけでは行き届いているような施策と言えるのでしょうか。

保護者にも生活を維持していただくだけの背景や環境がなければなりません。障害者を持つ家庭にも安全・安心な生活ができるような施策を望みたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

第6次総合計画にも示されたように、誇れるまちづくりとして、見直さなければならぬ事業も多くあるのではないかと思います。最近よく使われる言葉で集中と選択や仕分けがありますが、しっかりと精査していただかなければなりません。周辺自治体との差別化を図ることで、誇りあるまち尾鷲となるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

しかし、理想的な社会づくりの前に現実があります。グローバル化や情報化の進展等により、子供・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターや、いわゆるニートの数も高どまりの状態が続いているなど、困難を有する子供・若者の問題は依然として深刻な問題です。

その現実をよく調査し、尾鷲市の成長を支える若年者、子育て世代、女性、高齢者、障害者など、意欲のある人が能力を発揮できる環境を整備し、また就業支援を通じて、自立を促した上で安心して暮らせるようにしなければなりません。

中でも、社会生活と最も密接な関係である市民サービスや福祉事業をうやむやにしているのは、現在の閉塞感をぬぐい去ることはできないように感じます。

今後の、第6次総合計画の政策がしっかりといかされるようなセーフティネットをつくり、切れ目のないサービスに取り組んでいただきたいと思います。市として今後の福祉政策の策定について、市長の思いや取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

壇上からは以上です。よろしくご答弁をお願いします。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本市における子育て支援は、その指針となる尾鷲市次世代育成

支援行動計画に基づき取り組んでおり、少子・高齢化が進む本市におきましては、子供は地域の宝であり、若い世代が安心して子供を産み育てることができる環境づくりは最も重要な課題の一つであると認識しております。

少子化対策、子育て支援の現状としては、母子の健康づくりへの支援を出発点に、母体の安全を守るための妊婦健康診査の費用を14回分助成しており、夫婦で子育てを担い合うことを目指し、父親の参加も得ながら、妊婦教室を開催しています。

また、子供を望む方への経済的支援として、特定不妊治療費助成事業を三重県と連携して実施しています。

次に、4カ月児から3歳児まで、成長、発育の節目に合わせて健康診査を実施し、その結果から、育児相談、栄養相談など、個別に支援を行い、保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携をとりながら、途切れのない支援を行っています。また、現在県制度により、小学校就学前の子供を対象に行っている乳幼児医療費助成制度は、来年9月からその対象を小学校修了まで拡大することが見込まれており、子育てに関する費用負担の軽減につながるものと期待されています。

働く保護者の子育てを支援する役割を担う保育については、0歳児から保育を実施しており、今後もよりよい保育環境の提供と保護者のニーズに合った保育内容の充実に努めていきたいと考えています。

また、放課後児童クラブについては、現在、尾鷲小学校でわんぱくクラブを、宮之上小学校でくれよんを開設しており、小学校低学年を中心とした児童の健全育成と保護者の就労支援を担っています。

これら次世代育成支援計画に掲げる施策を推進する中で、地域の実情に合ったきめ細かな対応により、信頼を一層深め、また福祉部門にとどまらず、教育や医療の分野と連携を強めながら、子育て環境を充実し、ひいては少子化に歯どめをかけていきたいと考えています。

次に、障害者の自立支援などについてであります。

障害のある方は地域とのかかわりを持ちながら、住みなれた地域で家族とともに、あるいは自立して生活することを望んでおります。本年4月、ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくりを基本目標に、第2期紀北地域障害者福祉計画を策定し、障害のある方やその家族が地域で生活するための福祉サービスや相談支援の充実、一人一人に合った生活と仕事を確保するための就労支援、就学前、就学中、卒業後など、ライフステージに合った、途切れのない支援が受

けられる体制づくりなど、さまざまな取り組みを進めております。

また、障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、住まいの場の充実が必要不可欠であり、第2期紀北地域障害者福祉計画でも重点事業としてとらえており、障害のある方が地域で自立して生活できるよう、関係機関や事業者などと連携を図るとともに、地域の理解や協力を得て生活の場であるグループホームやケアホームの設置に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの現状を踏まえ、本市の長所である地域のつながりを生かしながら、家庭・学校・職場・地域の連携による少子化対策、子育て支援と障害のある方が自分らしく暮らすことができる途切れのない支援が受けられる体制づくりを進めることで、第6次尾鷲市総合計画に掲げるみんなが安心して健やかに暮らせるまちの実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えています。

そして、多くの市民が郷土尾鷲を愛し、尾鷲に住んでよかったと思えるまちにしていきたいと思っています。

議長（中垣克朗議員） 三林輝匡議員。

5番（三林輝匡議員） 答弁ありがとうございました。市のほうで、これまでも多くの事業に取り組まれていることは私も十分理解はしているつもりでございます。

しかし、これから、これまで取り組まれた支援以外に、これから今後、市は新たにどのような事業に取り組んでいくかを少し質問していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

少子化対策についてなんですが、景気の低迷する時代であり、夫婦共働きを強いられる中、安心して就労につける環境づくりや子供に対する家庭内での教育、しつけのできる環境が困難な中で、子育てには支援がどうしても必要なのです。私たちの若いころのように、景気がよかった時代ではなく、今の若い世代は苦境の時代を強いられた環境の中で将来的な不安が晩婚化にもつながっているように感じます。

決して、ぜいたくや余裕を望んでいるわけではなく、厳しい社会状況の中で安心して子育てができる環境や経済的な面を心配しなくても、安心して子供を産み育てられるまちづくりを目指していただきたいと私たちは思っておるわけです。

その中で、支援事業は、子供を産み育てる中で、非常に期待を寄せる事業でありますし、家庭にはまたそれぞれの事情と、求められるものがあると思います。ただ、尾鷲市の厳しい財政状況の中、もしくは社会的にも就労環境の厳しい中で、例えば年収が250万から300万円以下の世帯に関しては、第3子から保育費

の無償化ですとか、学童の無償化など、必要に応じて出せるような施策はすぐにもすべきだと思うんですが、市長として、そのあたり、お考えはどうでしょうか、お聞かせください。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 他市と差別化して、尾鷲市が要するに独自の上乗せの支援をすべきかどうかという話は、それは余裕があればすべきだとは思いますが、しかし、その前に、例えば地域の経済をどうしていくのか、そういった話の中で、経済を活性化していくというようなことが、まず重きをなすべきじゃないかなというふうに思っております。

しかし、尾鷲市としては、いわゆる平均的な福祉政策じゃないかと言われるけども、私としては、その中で、きめ細かな対応をするということ、それから今子育てでも、あちこちで、いろんなところがいろんなことをやっていただいております。図書館でも、いろんな話を聞かせようとか、いろんな施策をやっていただいております。そういった連携を持って子育てを支援していく、尾鷲市の福祉政策はきめ細かさで連携で上乗せはないけども、充実したものにしていきたいなというふうに思っておるところであります。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） 今、市長の答弁でもいただいたように、きめ細やかなという点において、何も皆さん、一辺倒に、すべての人が同じような条件で、例えば支援を受けるというのではなくて、家庭の状況に見合った施策の組みかえといいますか、選択の自由というのをつくるべきなんじゃないかなと思うんです。

先ほど質問させていただいたように、例えば、第3子以降とか、子を多く持ちたい家庭とか、そういったところには、やはり特別な支援策を市が上乗せすべきではないかなと思うんですが、そのあたりは今、市長の具体的なお考えとして何かございますでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その件に関しては、今後の課題というふうな受けとめ方を今しているところであって、来年からとか、そういったことでは、直ちに対応は今のところ考えておりません。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） 具体的な施策について、あとちょっと2点ほどご質問させていただきたいんですが、子育てにおいて必要と思う支援の中で、尾鷲市には

高校までしか学校教育を受けられる施設はありませんし、尾鷲の子供に対しては、高校まで社会的に支援できることはするべきではないかと私は考えるのですが、なるべく尾鷲高校に通っていただくためにも、例えば輪内地区からの高校通学における通学費の負担とか、ふれあいバスの活用ですとか、高校卒業までの、先ほど市長のおっしゃられた、今回は小学校卒業までの医療費無償化はありがたいことなんですが、高校卒業するまでは尾鷲市が子供を支えるという気持ちで考えていただけないかなと思うんですが、そのあたりについて、市長のお考えは、今後の展望として、どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ここまで尾鷲にとどまって頑張っていただく生徒を応援したい気持ちは私も本当に持っております。それは、金銭的な話なのか、あるいはもっと違う支援なのかというような議論をこれからしていくべきではないかなというふうに思っております。

何らかの形で、尾鷲で学ぶ生徒については、応援をしていきたいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） ぜひ、この先、具体的に検討していただきたいなと思っております。なるべく、尾鷲の子が、やはり高校卒業するまでは、できるだけ尾鷲で育ち、学べる環境をぜひつくっていただきたいと思います。

それとあと1点ですが、若い子育て世代においては、住居に係る負担というのが非常に大きくなっております。ひとり親の家庭では、特になんですが、市営住宅の入居を希望したいという意見も耳にします。現在の市営住宅では老朽化も著しく、退去者が出て耐震整備が行われていない住宅は取り壊されて、住宅数は減る一方です。入居者と希望者の間で、同じ市民間で、感情が乱れるということは、非常に悲しいことであり、あってはならないことだと思いますが、新たな市営住宅の新規建設は、大型予算も伴い、財政的に厳しいのであれば、若い世代の移住者も考慮した上で、所得制限や事情など、条件づけをしても、民間のアパートや借家を市が借り上げて、または家賃助成をすることも必要ではないかと思いますが、その点について、市長のお考えをお聞かせください。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 現状の市営住宅につきましては、耐震とか、されていませんし、老朽化も進んでおりますので、ちょっと今の施設の中での対応というのは、なか

なか難しいと思います。

しかし、何らかの形で、例えばIターンとか、Uターンとか、そういったものを迎える施策については、これからちょっと考えていかなければ、この人口減少の中で、かつて、今でも年間200人、300人が移住してくる土地があると聞いておりますので、そういったところを参考にしながら、何とかIターン、Uターン、いろんな形での、あるいは芸術的な関係で尾鷲を希望する方とか、そういった方についても、対応をどうしたらいいのかといったことは、住宅も含めて一度検討をしていきたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） ぜひ住宅の面に関しまして、尾鷲市はだんだんと空き家やアパートに関しても空室が今多くなってきておりますし、ぜひ周辺自治体でも空き家バンクをつくったり、そういった形で空き家の管理を市のほうでやっているところも多くありますし、移住交流に関しましても、和歌山なんかは、物すごく積極的に取り組んでいる町村もあるようですので、ぜひ参考にさせていただいて取り組んでいただきたいと思います。

そして、やはり周辺自治体からでも、尾鷲で働きながら、よそへ住むのではなくて、やはり尾鷲に住もう、住みたいと思っていただくためにも、まず足がかりとなる施策として、十分に検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、以前、私が一般質問で市長にお尋ねしたところで、尾鷲市の増収を図るためにはということをお聞きしましたが、市長はそのときに、人口増加による増収が大事だとお答えいただき、私も同感の思いでありました。しかし、その後の取り組みとして、人口をふやす施策の経過はどうでしょうか。先ほど申し上げたことは、地域経済の活性化と人口増への期待が生まれるのではないかと思うのですが、そのあたりは担当部局としっかりと協議をし、活性化を含んだ取り組みを助長させていただきたいと思います。

続きまして、結婚して、やはりよそから移住という部分と、若い世代の子育てを含めて、やはり結婚して住みたいまちづくりをやはり尾鷲としては目指していただきたいと思います。子育て世代がやっぱり子供を多く持てるまちは、よそから見てもそのまちの住みやすさが一目でわかります。また、子供があちこちで遊んでいる姿は、高齢者にとっても生きがいを感じるものではないでしょうか。しかし、現実的には、子供を3人目、4人目と持つ子育てやひとり親家庭において、

所得的には問題はなくても、教育やしつけの面で不安がある場合や、逆に教育、しつけに重点を考えた場合に、就労に制限があったりと、それぞれ問題があります。現実的に福祉計画や予算を立てて、早期実行を願う上で、国・県による事業施策の上乗せ事業においても、細分化すれば、すぐにでも対応できるものもあると思います。

しかし、先ほども言いましたが、ばらまきではなくて、必要に応じた選択可能な事業施策にさせていただいて、早い充実した福祉政策を実行させていただいて、結婚して住みたいまちとして選ばれたいと思っております。安心して子育てができるまちづくりとなるためには、現実的に市として、市民と向き合いながら思考していくことが大事だと思うんですが、それらの事業施策として反映していくために、今、先ほど市長もおっしゃられたことが具体的に、いつごろをめどにして、市長の発想に基づく具体案というのがいつごろをめどに、大体出てくるのか市長の中でお考えがありましたら、お聞かせください。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲市が目指すまちづくりについては、それはもうエンドレスの話であります。しかし、個々に、全体としての目指すまち尾鷲は、それはもうエンドレスの話であります。しかし、個々に目標を年次を立ててやっていくということは大事なことでありますので、それぞれの施策、それぞれの分野において目標年次を立てていく、だからいつまでにこれをやるという話は、そうじゃないに、今回の第6次総合計画にもありますように、一応、目標値を設定して、それに向けてまちづくりをやっていくということを進めていきたいと思っております。

私が何年後にどういうふうにしたいという話は、それはもうエンドレスの話でありまして、なかなかそれは申し上げるようなあれを持っておりません。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） 時期といいますか、もう12月で、次の定例会という、もう3月、当初予算になりますので、こういった、先ほどおっしゃられた細分化したきめ細やかな事業施策に対しての具体案を市長として、いつごろまでに大体お聞かせ願えるのかなというようなお話をちょっと聞いたかったのですが、そのあたり、もし補足があるようでしたらお願いしたいと思いますけど、なければ結構です。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 昨年は、おわせ元気・満足度アップ事業というのをやりました。毎年、毎年、新しい考えのもとでやっていく事業というのに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

とりあえず、福祉部門でいえば、何ととっても健康ですか、健康というものが市民の根幹をなすものでありますので、そういったものに関して24年度は取り組めたらいいなというふうに思っているところでありまして。いろんな施策について、毎年見直しを行いながら、継続するものは継続し、ちょっと今でも、若干芽が出かけている事業が幾つかありますので、それについては、強く伸ばしていく、それからもう福祉部門については、三林議員がおっしゃられるように、国・県のなぞりじゃないかと言われるんですけど、そういったものについてもいろんな対策でカバーしていきたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） 人口減少を食いとめていくためにも、少子化対策、子育て支援の早期実現がなされる施策をしっかりと取り組んでいただきたいと願うとともに、市長の具体的な思いがしっかりと担当部局に伝わるように、しっかりと指示を出していただきたいと思っております。

それでは、障害者自立支援についてお聞きしたいと思っております。

子育てにも、障害者を持つ家庭は子供の成長とともに不安が出てきます。防災面以外でも日常生活に介助の手が必要を要したり、保護者の負担がふえていくこととなります。

平成18年より障害者自立支援対策臨時特例交付金が施行されてきましたが、今年度をもって終了の予定となります。来年度以降の交付金の見通しなど、わかればお聞かせ願いたいと思っております。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 議員が今おっしゃいました障害者自立支援対策給付金ですが、臨時特例基金事業という名目ですが、国のほうでは、一応平成18年に創設いたしまして、23年度まで、もし財源が残れば、24年度に国庫に返還というふうに決められておりますけども、今、国のほうでこれを24年度をどうしようかという協議がなされていると聞いております。県のほうも、一応、継続されるものであろうという形での取り組みを行っているというふうに聞いておりますので、もう1年延びるのではないかというふうに考えております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5 番（三林輝匡議員） それでは、来年度以降も、恐らく引き続き施行されるのではないかとということで、100%安心ではありませんけども、まあ確実であろうということだと思います。

そして、またその中で、24年度、1年しかないかもしれませんが、やはり県の取り組みとともに、行える事業はどんどん進めていただきたいと思います。

障害者の自立支援についてですが、大まかな部分は広域連合でとり行っているようですが、やはり広域連合でとり行うだけでなく、担当市町において追加支援を考えていくべきではないかと考えます。社協や民間事業者との連携によって取り組みをもっとふやすべきでもないかと思えます。

1 問目でも触れましたが、尾鷲周辺で障害者の受け入れができるグループホームは紀北町にある紀北広域連合の金塚ホームしかありません。今後は、市として単独設置や民間事業者の推進を望みたいところですが、先ほど答弁をいただきましたように、検討していくということですが、これはもう少し具体的にお聞きしたいのですが、単独設置を考えて優先させていくのか、民間事業者への推進を促していくのか、市長のお考えの中で、お聞かせを願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 第2期紀北地域障害者福祉計画の中でも、居住施設系サービスについてという中で、グループホーム、ケアホームが不足しているという現状の課題点が上げられております。これにつきましては、今連合でやっている、三林議員がおっしゃられた金塚ホームがあつて、昨年ですか、3床ほど増床しておりますけども、今後につきましては、基本的には民間の取り組みを待ちたいなど、またそういった感じの進め方をしていきたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5 番（三林輝匡議員） ありがとうございます。やはり、障害者を持つ家庭において、家族の方の負担というのは、やはり保護者の方は、なかなか口には出さないのですが、やはり家庭内での負担というのは非常に大きいものだと私も思っている中で、やはり緊急時の介助の不安ですとか、そういったときに、やはりなかなか介助サービスだけでは手が回っていないのが現状じゃないかという話も聞きます。

そういうときに、やはり保護者同士の助け合いによって賄えている面もありますけども、介助スタッフの充実を望みたいと、障害者はやはり一人一人、介助の仕方も違うことから、急な対応に応じられていないので、どうしても保護者同士の支援に頼らざるを得ない。それでも、それぞれの家庭でも、やはり事情がある

ことから、行き届かない部分がありますよというようなお話も私は聞いております。

そして、また学校の長期休みのときの間は、やはり家庭の負担が多くなる時期があります。そういったところへの対応なども含めてケアホーム、グループホーム、そういったものを充実させていただきたいと思うのですが、もし、先ほど市長が民間にというお話だったので、推進の仕方として、介助スタッフの適正配置という意味で、少しお聞きしたいんですが、やはり法的な数値でクリアしているから大丈夫ですというような話よりも、実際に作業量に応じた人員の適正配置を望みたいと私は考えております。

そういったときに、やはり適正配置というのが今後のトラブルを避けることにもなりますし、市長として、直営の場合でしたら、自分たちでいろいろとできると思うんですが、民間となると、やはり経営のこともありますので、なかなか難しいのが現状だと思います。そのときに、市長はどのように指導といいますか、指示を出していくのか、ちょっと疑問に思いましたので、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も父兄の方といろいろお話させていただいて、今、父兄の方が物すごく高齢化していますので、その辺で自分の子供たちのことを随分心配しているというふうな認識は強く持っております。

そういった中で、まず障害者の皆さんの現状を、例えばNPOとか、介護保険に携わっている方に知っていただき、それについて、グループホーム等の設置、ケアホーム等の設置を働きかけていきたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） ぜひ、そういった保護者の方が高齢になって、介護していくという負担もかなり大きいのも、私もよく近所の方からも聞いておる中で、やはり障害者を持つ家庭には、世代ごとにいろいろと悩みがあります。そして、あと1点、中学校、くろしお学園卒業後の不安も、よく耳にします。紀北作業所への入所も希望者がふえていく中で、待機者支援をどのようにしていくのか、また肢体不自由者を持つ家庭の負担軽減などで、積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、そういった障害者の社会生活について、市長の今後のお考え、もしくはそういった待機者支援について、考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今、まさにその問題につきましては、広域連合で議論を進めているところでありまして、紀北作業所、あるいは各施設の定員の増を今検討しているところでもあります。定員とあわせて施設等も考えていかんなんと思っております。

幸い、尾鷲では、やきやまふぁーむさんが、そういった施設を立ち上げていただいて、障害者の方を雇っていただいております。やきやまふぁーむさんともいろいろ話させていただいておりますけども、これからいろんな計画をお持ちでありますので、就労人員の増とか、そういったことも考えてみえるようでありますので、できるだけ我々もそれについては支援をさせていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。ぜひ、やきやまふぁーむさんもずっと就労A型の事業に取り組んでおられますし、できましたら市内事業者の方に協力していただけるような業者さんに積極的に市長のトップセールスによって実現していただきたいなと思っております。

そして、やはり負担軽減となるような施策を積極的にどんどん取り組んでいただきたいと思っておりますし、やはり健常者も、障害者にとっても、家庭の中はもちろん、生活を取り巻く環境がその地域で生活するための指針となるように私は思っております。

家庭において本当に必要な福祉支援を提供できることが家庭内の幸福度を上げることになると考えます。社会や学校で不満があったとしても、家族間の幸福満足度が得られなければ、就労や教育につながらないし、必要以上の苦労を強いられるのでは、家族のそれぞれが厳しい社会的マイナス要素に打ち勝てないような気がします。

心豊かな家庭でのほぐくみこそが、地域の原動力となって、将来的に尾鷲を支える人づくりとなります。それらの取り組みが第6次総合計画の中でうたわれているおわせ人（びと）づくりにつながっていくのではないかと思います。市長の考えるおわせ人（びと）づくりの中でも、次代を担う人づくりについて具体的な事例、もしくは予算ですね、市民にわかりやすいように説明していただきたいと思っております。そしてまた、その時期はいつごろをめどとしているのかお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 尾鷲の第6次の総合計画につきましては、「共に創り」ということをうたわせていただいております。まさに子育て支援にしても、それから障害者の支援にしても、地域で支える、ともに支え合っていく、そういった考え方が必要だと思います。そういった中で、おわせ人（びと）づくりを重点項目として上げさせていただいております。それは、産業を支える人々であったり、あるいは子供たちを支える人々であったり、いろんな人づくりを進めていく、そういった、またあわせて外部の方にいろんな意見をいただいて、尾鷲に貢献していただくというようなことを考えております。

そのために、一部、来年、組織についても変えていかなんのかなというふうに思っているところです。その目指すところは、やはり第6次総合計画の最終年度が一つの目標になるのではないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 三林議員。

5番（三林輝匡議員） ありがとうございます。やはり、尾鷲市の人口減少を食い止めて、郷土を理解した市民の手によって、今市長がおっしゃられたおわせ人（びと）づくり、市長の望む共創につながるのではないかと、私も同じ考えであります。

最後にですが、次のやはり定例会では、当初予算の編成がなされ、来年度の動向が知らされることになり、市民の関心も高まってきます。そして、第6次総合計画がスタートし、どのような実施計画として反映されるのか、気になります。

これまで福祉施策には、特化した制度は少なく、市民の不満も高くなってきておるように感じます。この時点で、具体案がなければ、やはり3月の当初予算には期待が持てませんし、総合計画の実施計画に不安を感じてしまいます。

市長は、先ほども言いましたけども、積極的に現場に出向いていただいて、担当部局とともに、市民と市民に認められるような新しい施策を早急に実現化を願いたいと思います。

やはり、今の時点で、まだ策定中であるのもわかるんですが、やはり具体的な案をできるだけ出して、今後出していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中垣克朗議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午後 1時40分〕

〔再開 午後 1時50分〕

議長（中垣克朗議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、大川真清議員。

〔10番（大川真清議員）登壇〕

10番（大川真清議員） 通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

今回は、尾鷲市の自殺予防対策についてお聞きします。

自殺予防というと、非常に重いテーマなわけですが、自殺予防は生きるための支援であって、生き心地のよい社会を目指すというのが大切な視点であると思っております。

まず、現状についてお話しをしたいと思います。平成10年から全国の自殺者は3万人を超えています。平成15年の自殺がピークとなっていますが、いまだ3万人を切った年はありません。毎年尾鷲市人口の1.5倍以上の人が自殺していることとなります。

全国的な対策として、まず平成18年10月に自殺対策基本法が施行されました。この法律の基本理念は、自殺は個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえて、総合的な対策を確立すべきとしています。

次に、この基本法に基づき、自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が平成19年6月に閣議決定されています。この中で、自殺は追い込まれた末の死であり、自殺は防ぐことができるとしています。さらに、平成20年に自殺対策加速化プラン、平成22年にいのちを守る自殺対策緊急プランが策定されました。

三重県内の状況を見てみると、全国の傾向と同じように、平成10年から急増し、400人前後で推移しています。最近では、平成21年の476人から平成22年の358人と減少率24.7%と、都道府県では一番の減少率で、対策に一定の効果を上げたものと思われまます。

ちなみに、ことしは10月末現在で312人となっており、ほぼ昨年と同様の状況です。三重県では、平成13年3月に策定されたヘルシーピープルみえ21の中で、こころの健康を重要課題としてリスナー養成などの人材育成を行い、メンタルヘルス対策を中心に行ってきました。

その後、平成17年度に三重県自殺予防推進懇談会が立ち上がり、平成18年度には、三重県自殺予防推進協議会を設置しました。この中で、関係機関・団体との情報交換、予防対策のあり方について検討を行い、平成21年3月に三重県自殺対策行動計画が策定され、現在、県内各地で対策が実行されているところで

す。

東紀州地域の状況を見ると、絶対数は少ないものの、平成17年から21年の県平均が人口10万人当たり20.1人に対して、尾鷲保健所管内で35.6人、熊野保健所管内で32人と、東紀州地域の自殺率の高さが目立ちます。尾鷲市だけを見ると、平成16年から20年の5年間で35人、10万人当たり32.3人、1年間で7人ということになりますが、県の平均が20人前後ですので、高い率ということがわかります。

まず、この現状を踏まえた市長の認識をお聞きしたいと思います。

壇上からは以上です。

議長（中垣克朗議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） まず、私が市長になるまでは、この尾鷲は人々のきずなが強い地域であることから、よもや自殺率がこんなに高いとは思っていませんでしたが、改めて見た場合、東紀州地域は自殺率が高く、その対策に力を注いでいかなければならないと強く感じたところです。

人々のきずなだけでは自殺を食いとめることは難しく、きちんと仕組みを持って対応していかなければならないところに自殺対策の困難さがあります。

全国の自殺者数は毎年3万人を超える状況にある中、平成18年以降、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プランなどによる国を挙げての取り組みが行われ、地域における自殺対策力を強化することを目的とした地域自殺対策緊急強化基金が設置されるなど、必要な施策が進められるとともに、自殺のない社会づくりへのさまざまな活動が進められています。

特に、本市を含めた東紀州地域は議員もおっしゃられたとおり、人口10万人当たりの自殺死亡率が県平均20.1%に対して尾鷲保健所管内で35.6%、熊野保健所管内で32%と、県内で高い地域であるため、三重県が東紀州地域自殺対策事業として、東紀州自殺対策連絡協議会を設立し、自殺に対する意識調査や啓発事業を実施しており、さらに本年度から行政、医療機関、社会福祉団体などで構成する尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議を設立し、本市もこれに参画し、自殺対策に取り組んでおります。

また、今年度におきましては、三重県主催の自殺対策人材育成研修会等の事業にも積極的に参加するとともに、地域自殺対策強化基金を活用し、市独自で自殺予防、自殺対策事業に力を入れているところであります。具体的には、地域住民

に自殺に関する現状を知ってもらい、自殺は特別なことではなく、身近な問題であり、社会全体で支え合う仕組みづくりの大切さを周知することを目的とした普及啓発活動、自殺の相談を受ける支援者の養成、専門性の向上を目的とした人材育成などを主とした事業を実施しております。

また、住民一人一人の命に向き合い、命を大切にする社会、自殺のない社会づくりを目指す全国123市区町村で構成する「いのちささえる真心あふれる社会づくり市区町村連絡協議会」に設立当初から参画し、国への要望、参画している市区町村との情報交換等を行い、今後の本市における自殺予防対策へ生かしていきたいと考えております。

さらに、普及活動の一環として、尾鷲保健福祉事務所と連携をとりながら、自殺予防についての正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口へつなぐ役目を担う人材としてメンタルパートナーの養成に力を入れております。自殺を考えた人の6割は事前にだれにも相談しない傾向にあるが、自殺の兆候に家族や職場の人たちが気づく割合は8割に上っているとデータがあります。今後の対策については、自殺を考える人の早期発見、早期対応をしていくことが自殺予防の第一歩であり、自殺を考える人の心の変化に気づき、速やかに専門家につなぐ、焦らず、見守ることができるメンタルパートナーを地域に普及させ、地域の人たちが心の問題や悩みを抱えて孤立することのないように、ともに支え会える温かい地域づくりを目指します。

議長（中垣克朗議員） 10番、大川真清議員。

10番（大川真清議員） 現在取り組まれている事業等々について、詳しくご説明いただき、ありがとうございました。

もうちょっと、対策の根源的なところになるんですが、行政がこの予防対策というのを行うということは、社会的にどういう意味があると市長はお考えになっておりますか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず第一に、大川議員がこの質問の中で言われたように、自殺は個人的な問題としてのみとらえるべきではなく、その背景にさまざまな社会的要因があるということ、これをまず踏まえるべきだと。その上で回答をさせていただきます。

本市を含めた東紀州地域は自殺死亡率が県平均に比べて随分高いのが現状であります。自殺とか、自殺未遂は本人だけでなく、本人にとっては、もちろんこの

上ない深刻な事態でありますけども、その家族と周りの人々に大きな悲しみと、生活上の困難をもたらすということがあります。一説によりますと、1人の自殺者に対して、自殺未遂者は10人以上いると言われており、また自殺あるいは自殺未遂に対して、遺族や友人など、周囲に少なくとも五、六人以上が深刻な心理的影響を受けると言われております。毎年、全国で百数十万人以上、尾鷲に置きかえてみると、100人以上が自殺問題で苦しんでいることとなります。こういった状況の中で、自殺する個人の問題だけで期することではなく、大川議員も言われたような、自殺する個人を取り巻く地域にかかわる問題として取り組むべきではないかというふうに考えているところであります。

市民の皆さんが自殺の問題をみずからの問題としてとらえ、市民一人一人が自殺対策に取り組むことによって健康で生きがいを持って暮らすことができ、ともに支え合う温かい地域の実現に向けて、一步一步近づけることは、単に自殺対策ということだけでなしに、地域の問題を解決する一つの手法であるというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 私と同じような認識があるなということで、よく理解できました。そして、自殺対策というのは、あくまでその自殺そのものというよりは、その地域の課題を解決していく、言ってみればまちづくりの課題と同じようなことだと、こちらも同じような認識を持っているということがよく理解できました。

先ほど、細かく説明していただきましたけれども、単なる自殺というのは、個人的な、その人だけで済むものではなくて、未遂者が10倍程度いるとか、あと家族、友人といった周囲の人たち、数字でいうと五、六人ぐらいに心理的な大きな影響を与えていると言われておりますけれども、そうなってくると、全国で毎年200万人近い人が自殺の苦しみにおどかされているということになります。

そして、尾鷲市に換算した数字も、先ほど市長が言われていましたが、2万人という人口に換算しますと、400人近い関係者が毎年出てきているというふうなことが現状です。そこで、単なる個人的な問題ではなくて、社会的な問題だということをご理解していただいていることをよくわかりました。

そして、よく生き死には本人に任せるべきだとか、周囲の人はとめることができなとか、あと覚悟の上の行為であるといった自殺の容認とか、偏見というのがあるというふうなのが調査でわかってきております。繰り返しですけども、先ほどの数字のように、個人的な問題では済まないというのが、この自殺の問題で

して、あと特に、自死遺族、残された家族とか、親類といった人たちが自責の念を持つことによって、うつ病の罹患率も高いといった調査もありますので、このあたりのまだ理解というのがまだまだ広まっていないのではないかなというふうに思っております。

そこで、個々の問題解決も大切だということですが、それで、広い意味で社会構造を変えていくといった必要もあるということで、それで行政の強み、いろんなネットワークとか、いろんな担当課があるということも生かした取り組みが重要だと思うんですが、その中で、尾鷲市としてどういった目標を持って取り組んでいくかというふうなことを、ちょっとお考えがありましたら教えてください。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、みんながともに支え合うということですね、そういった地域を目指していくことが具体的に自殺者を減らす一番の大きな要素になるんじゃないかなと思っております。

もちろん、個々の対応ですね、例えば、危機対応とか、事後の対応とか、世代別にどうするんかとか、いろんな問題があります。そういった問題をクリアしなければなりませんけども、しかし基本的にはやはり地域でともにみんなを支え合うまちをつくっていくことが一番自殺予防に対しては効果があるのではないかなと思っております。

特に、東紀州の自殺者の高い要因の一つには、やはり経済的な問題が大きい要素を占めているんじゃないかなということも考えられますので、そういったことも含めて、地域で支え合う社会をつくっていくことが一番目指すべき道ではないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 地域で支え合うということが一つの目標であるということと、東紀州の地域、経済的に問題が大きいのではないかと、実は、経済的な問題を余り大きく取り上げると、もう3万人以上の自殺者が全国で出るようになってから、もうかなりの年数がたっていますので、確かに、一時期の景気のよさというのはないにしても、ちょっと、自殺対策イコール経済対策というふうなものではなくて、もうちょっと深くそのあたりを分析していく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

そして、市としての目標ということなんですけども、自殺予防大綱の中で国

は、10年間で、平成28年までなんですが、死亡率を20%減少させるというのが目標になっております。そして、県も同じような減少率を見込んで、21年から24年の4年間で、その3分の1を見込んでいるということになっているんですけども、私は2万人の尾鷲というまち、そして最初に市長も言われた、地域の結びつきが比較的強いこの地域ということもありますので、例えば、もっと前倒して、5年後にはゼロにすると、そういった目標を持ってやっていけるんじゃないかなんか思っているんですね。ちょっと、そのあたり、市長、どうお考えでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 平成10年から全国的に自殺者がふえたという数字があります。その中で、尾鷲で一番、1年間で亡くなったときがたしか10人、平成12年の10人ですね、平成22年は4人と聞いております。だから、平成21年が8人でしたから、半減しております。しかし、やはり目標としては、ゼロを目指したいというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） ぜひとも、国よりも早くゼロになる年が来るといった目標をしっかりとって、当事者の支援、そして市民の啓発といった、それぞれ事業の位置づけをはっきりさせて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

その中で、相談先の課題について、一つお聞きしたいんですけども、例えば、自殺していく要因の大きな問題として、多重債務のことがありますけども、その窓口が消費者庁の関係だと思ってしまうんですけども、尾鷲市では商工観光課のほうが窓口になっています。これがちょっと、見てみると、県内でも市町によって担当課がいろいろなんですね。あと、自殺予防の関係のパンフレットを見てみると、たくさん相談先を羅列しています。これが当事者、関係者はこれを見て、一々、私はこれに関係するからここに電話しようとか、私はこれだからって、そういう余裕がないのがこの問題でして、いろいろ解決する資源というのはやっぱりあるんですけども、なかなかそこへ行き着くというのが難しいというのが一つ、相談としての課題だと思ってしまうんですね。せめて、市の機関だけでも、そういった窓口の整理をしていかないといけないと思うんですけども、現在何かご検討されていることというのはありますか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 一番の、今のところのあれは、相談窓口がかなり有効な対策で

はないかなと思っております。今のところは、尾鷲市にはボランティアの窓口がありません、熊野市にはありますけども、尾鷲市にはありません。そういった中で、例えば、多重債務であれば、確かに法的な問題が随分大きな要素を占めますので、今のところは、窓口は福祉ではありませんけども、そういった中で、やはり整理をして、自殺に関する窓口を一本化し、その中で、具体的な相談に応じる場所へご案内するとか、そういったことはこれからちょっと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 窓口の一本化という話もあります。実は、一本化って、実は非常に難しいと思うんですね。なかなか、その一本のところに解決の方法がなかなかないということもありますので、それぞれの必要なところに、確かにその1本からたどり着くという仕組みですね、多分市長言われたのは。そういうふうな市の中の仕組みは必要かなというふうに思っています。

それで、先ほども市長の答弁の中でも言われた人材育成としての重要な位置づけだと言われていたメンタルパートナーというものです、これの養成を今行っているということなんですけども、この人たちの位置づけと役割、そしてこれからの展開というのはどんなふうなことを考えておられますか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） やはり、自殺に対しては、相談しない方が随分多い、自殺する方は相談しない方が随分多い、しかし、その兆候、サインは8割の人が感じているというような話もあります。それからもう一つは、やはりいろんな形で、聞くということですね、そういったことが非常に大事でありますので、メンタルパートナーを初め、リスナーというのもありますし、リスナーの指導者というのもあります。そういった一連の指導者、あるいは聞く人、あるいはパートナー、このパートナーという意味合いが一番大事なんだと思っておりますので、そういった方をふやして、あるいは民間の方にも、職場の方にもそういった受講を促進していただいて、尾鷲が自殺者に対して、みんなが見守れるような立場になりたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） そうですね、特に来年度から組織体制を変えるということで、特に、出張所がコミュニティーセンターの管轄をするということで、そこで市への要望等を受け入れる、地域の要望を受け入れる拠点にするというふうな構

想も今あると聞いております。そうすると、そこで生活相談なども受けられるということも考えるわけですね。そうすると、そういったところに配置する職員は、やっぱりこういった研修を受けていただいて、そういったスキルを身につけておいていただくと、そういったことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

そして、現在、ちょっとお聞きしているのでは、市の職員で4人ですかね、たしか受講をされているというんですけども、今後、もう少しこういった人たち、市の職員の中で、核となる人を養成していくのか、あと、市内にある団体とか、自治会なんかを含めて、そういったところの研修を行う講師に多分、恐らくなられると思うんですね。ですので、もう少し、今後のそういった人数のことなんかも含めて、計画ございましたら、ご答弁をお願いしたいんですが。

議長（中垣克朗議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（川端直之君） 今、議員がおっしゃいましたメンタルパートナー指導者のことだと思うんですが、一応、市のほうでは5名受講しております。この5名の職員のうち3名が福祉課の職員なんですが、今後、課の職員を積極的にこういう養成講座に参加させて資格をとっていただくと思っています。資格をとった、指導者になった暁に、各地域の団体さん、各種いろんな団体さんがあるんですが、そこに出向きまして、協力を依頼しながら、その方たちにパートナーになっていただくというようなことを進めていきたいと考えております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 少しずつ、そういった動きがあるということですので、三重県でも26年度までに何か2万人、メンタルパートナーを養成をしていくというような予定があるみたいですので、県全体としてはさておき、市の職員としても非常に重要なスキルになっていると思いますので、ある程度計画的に人数を養成して、それで市民の団体の方等に展開していけるような、そういった仕組みをしっかりとつくっていただきたいなというふうに思っております。

そこで、ちょっと話を変えて、市長と副市長、お二人にお聞きしたいと思うんですけど、お二人さんとも、たしかお酒は飲まれると思ったんですけども、アルコール依存というものを、今ちょっとこの自殺と関連して話題になってきているんです。そういったものに対して、どういった印象を持たれるかということ、簡単にお二人さんにお答えいただきたいんですけども。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も酒は好きなほうですので、依存まではいっておりませんけ

ども、結構、愛飲をしております。そういった中で、やはり苦しいときとか、悲しいときとか、そういったときは酒に向かいがちなところもあります。そういった方が随分おられるのではないかな。しかし、一方で、そのきずなを断ち切ろうとして、断酒をやられている方もいるということで、その方たちも私は毎年断酒会をやっていますので、出席して、いろんな話を聞かせていただいております。みずから立ち上がろうと、頑張っている人もおります。

やはりアルコールに逃げるといふようなところは随分多いのではないかなというふうに思いますので、そういったことも含めて、アルコールもほどほどにして、やはり地域でいろんな相談ができるような体制をつくっていききたいなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） お酒のほう、私も至ってにぎやかな酒のほうですので、その手のことには直接は、自分自身としては傾向はないんですが、よく悩みがあるとお酒のほうに逃げられて、つい深酒になってしまう人が常習してしまう、あるとき、お酒が切れると、ふと心に空洞のような穴があいて、急激にうつ病のほうに向かうといったことも聞いたこともございますので、やはりお酒というのは、百薬の長のうちでとどめていただくのが、まず健康的にも精神的にもよろしいかと思っておりますので、そういった対策のほうを、予防、それから医療、医療というか、対策面ですね、そういったところも含めて進めていかなければならないという認識でおります。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 突然振らせていただきまして、申しわけなかったんですが、実は、今、副市長、百薬の長という言葉も言われましたけど、確かに適正飲酒でいく方でしたら、そういう側面もあるらしいんですが、医学的にいうと、ほとんど実はそういうこともないみたいでして、五臓六腑すべてに障害を与える可能性があるというのがアルコールです。実際、たばこよりも健康の害、特に、たばこは自分自身の害が大きくて、アルコールはどちらかという他人への害が大きというふうなことが言われています。

それで、自殺と関連して話させてもらったのは、多量飲酒って、もう自殺の一番のハイリスクだというふうに言われています。依存症というのは、自分自身が実は認識ができていない、否認の病気と言われているんですけども、自分はそうでないよという、そういった病気と言われているまして、そのアルコールによって、

他人がもうやっぱり迷惑をこうむる、そういった状態が依存症の状態です。

これはアルコールに限らず、市長も啓発と一緒に出ていただいた薬物乱用、薬物の有害使用も、これもほとんど同じで、自殺の予備軍となっています。これはもうアルコールとか薬物の依存というのは、今後の自殺対策のキーになるのではないかなというふうに私は思っています。

ただ、例えば、うつのことでしたら、最近映画にもなって、「ツレがうつになりました。」という映画があったということで、かなり本当の意味で理解されているかは別として、かなり認知がされてきていると思います。ただ、やっぱりアルコール依存、薬物依存というのは、なかなか理解がされていないところがあると思います。例えば、先ほどおっしゃられた、酒に逃げるという表現ですと、何か本人に問題があるような感じですけども、逃げるというよりは、そこにしか選択肢がなくなってしまうと、そういったまさに追い込まれた状態というふうなご理解をしていただきたいなというふうに思っています。

昨年の広報で、自殺予防について5回特集を組んでいただいて、いろいろ情報を、いろんな角度から記事を書いておられました。ただ、やっぱり当事者とか、危険性があるというか、関係者、家族とか友人にもうちょっと気づきの与えられるような情報をぜひ出していただきたいなというふうに私は思うんですね。

例えば、この多量飲酒に関して言ってみたら、コンビニとかスーパーさんの事業所に協力していただくとか、あとクリニックとか病院、あと薬局、そういったところに多量飲酒の注意を促すようなポスターを張ってもらったりとか、あと尾鷲市は何ととっても人口は2万人、家の戸数でいうと1万戸程度ですので、飲酒の自己チェックとか、相談先を書いたチラシを折り込むというのは、これは非常に効果的で、広報に単なる記事で書くよりは1枚ペラの紙を入れるというのは非常に効果的じゃないかなというふうに私は思っております。

実際、このような対策は四日市市のほうで重点的に行われておりまして、ここで非常に効果が出ております。実際、四日市市はこの飲酒対策によって自殺率が相当下がっているというふうな事実がございます。特に、この地域もお酒を飲まれる方が非常に多いと思いますので、実は多量飲酒ということは、非常に身近な問題だと思いますので、先ほどの一つの例ですけども、尾鷲市ならではの戦略を持って対策をお願いしたいと思います。大して経費もかからないというふうに私は思っております。

それとあと、相談業務を行っている職員で、今から問題になってくることとい

うのは、高齢者と飲酒の問題ですね、実際にはそういった相談も既にされた例もあるかと思うんですけども、単なるアルコールをたくさん飲む人に飲んだらあかんよというふうなことで解決できないのが、さっき言ったように、この依存という部分の怖いところです。そのときに、どこにそういうふうな助けを求めていける資源があるか、先ほど断酒会ということをして市長もおっしゃられたように、そういった資源があるかというのを、特に相談を受け持つ方、メンタルパートナーの研修なんかを受けた方は、恐らくそういう話が出てくると思うんですけども、そういったことは必ず相談を業務とする方は知っておいていただきたいなというふうに思います。

ちょっと、次に話を進めたいんですが、この自殺予防というのは、単なる担当課の問題だけではないというのは、もう十分にご認識をさせていただいていると思うんですけども、特別なことをどこかの課でするというわけではないですが、各課で何ができるかというのもちょっと考えてみるというのも大事かと思えます。

その中で、一つ、職員の危機管理という側面で、メンタルヘルスを担当している総務課というのは、何かちょっと考えておられることありますか。

議長（中垣克朗議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） そうですね、職場の自殺の予防を含めたメンタルヘルス対策につきましては、冒頭の質問の中で、議員が話されました心の健康、これが一番大事だというふうに思っております。

それで、心の不健康な状態への早期対応、あるいは仮にそうなった場合、円滑な職場復帰というんですか、再発防止、この三つが時系列的にありますけども、一番重要じゃないかというふうなことを考えております。中でも、心の健康、これが一番メンタルヘルスの根幹になるかと思えます。

職場でとらえてみますと、やっぱり職場環境、これが一番大事なように思います。この職場でのコミュニケーションが良好であれば、ストレス等があっても、その排除にはもちろんつながります。それで、あるいは職場でのSOSとか、早期治療ですか、見つけやすいというんですか、仲間にも気づかれやすい、相談される仲間もいるという形で、まず職場の中でのコミュニケーション、これが一番大事じゃないかということを思っております。

それでもって、市のほうとしては、全職員にメンタルヘルスに対する理解と予防対策については、全職員に研修もしております。

先ほど福祉課長が言いましたように、本年の、たしか8月だったと思えますけ

ども、メンタルパートナーの指導者研修、これは保健師とか社会福祉士さん、さらに総務課の職員も参加をしております。

以上です。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） ちょうど先日、今月に入って2日、3日ですね、全国一斉の飲酒運転の取り締まりというのが行われていましたね。実は、私が県の職員のとときに、同じ業界の職員が飲酒運転で逮捕されて、懲戒免職になるという事件があったんですね。そのときに、その職員が魔が差したというふうなことをコメントされているんです。これはまさに、アルコールの依存の可能性が非常に高い答えなんですね。メンタルヘルスというふうなとらえ方で、研修をやったりとか、コミュニケーションを重視して、なるべくそういうふうな状態に陥らないようにということで、いろいろご努力をされているということは今、総務課長の答弁でよくわかりましたが、予防、まさに先ほど言った危機管理という点で、アルコールなんかのスクリーニング、多量飲酒の予防という点で、メンタルヘルスの研修等のときにやっていただくと非常に有効的かなというふうに私は思っております。

そして、次に教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいんですが、自殺という中高年のイメージがあるんですが、15歳から29歳までの青少年と言われる世代の人たちの一番の死因が実は自殺なんですね。そういう状況ですので、小学校、中学校のうちから何らかの予防教育というものをしていく必要を感じるんですが、教育委員会としてはどんなふうな考えがあるのでしょうか。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 大川議員の質問に、自殺予防防止教育ということについてお答えさせていただきます。

子供は大人から見ると何の前兆もなく自分で命を絶ってしまうという傾向があります。年齢が低ければ低いほどその傾向が強いようで、感情が高まりやすいことが原因だと考えられているところであります。我々大人が、子供を交通事故から守るように、自殺からも守らなければなりません。しかるのも、しつけるのも大事ですが、子供の心に共感することがその土台になると思われれます。子供の悲しさ、寂しさ、悔しさに、まず寄り添い、説教する前に、子供の話を聞く、子供がどんな失敗をしても、悪いことをしたときでも、最後の最後は親が愛し、守ってくれるという安心感を子供に与える。よい子だから愛するのではなく、子供の存在自体を無条件に愛することが重要であると考えております。

学校では、この取り組みとして、命のとうとさということを中心に教えているところではありますが、何より家庭内でのコミュニケーションが大切であることを皆様にはわかっていただきたいと思います。このことから、例えば、家庭訪問や学級懇談会を随時重ね、子供の実態や悩みを感じ取るなど、家庭と学校がともに連携していかなければなりません。

また、人権教育の観点から、人権講演会や巡回人権講座を開催し、少しでも多くの人に命や人権の大切さについて考えていただく機会を一層提供していきます。

また、新規のヘルスマメンタルについてでございますが、このことに関しましても、現在、教育委員会としましては、週1回のスクールカウンセラー及びハートケア相談員を配置しているところです。日常的には、生徒ともっと身近に接している担任、副担や、養護教員らが対応するほか、教員全員が心のケアに対する課題を共通理解し、一層取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） こういった話になってくると、子供って、命のとうとさを教えるというのが一つ、キーで出てくるんですけども、実は自殺予防に関して、ちょっと命のとうとさとはちょっと違うところがありまして、といいますのは、やっぱりハイリスクの子供がまずいるということですよ。やっぱり、もう中学生ぐらいになってくると、そういう兆候が実際に出てくると言われています。そういった子供をやっぱりきっちり見きわめてフォローしていくということですよ。こういうハイリスクな子供たちに幾ら命のとうとさを教えても、これはアルコールと、さっきの薬物と一緒に、幾ら薬物とかアルコールの危険性を依存症の人に教えても、なかなかそれはわからないというのと一緒ですね。そういったハイリスクの子供を見きわめたフォローが大事だということを一つご理解いただきたいということですね。

それと、大事なライフスキル、防災のことなんかも、やっぱり一つのライフスキル、今から防災のことを教育いろいろされるのが一つのライフスキルだと思うんですけども、自分が危機に遭遇したときに、どういったところに助けを求めたらいいのかというふうなこととか、あとやっぱり、自殺のときってどうしても、自殺だけに限らず、悩み、悩んだときというのはどうしても視野が狭くなっていくというふうなことで、選択肢がなくなっていくということがやっぱりありますので、よりやっぱり広い視野に立った問題解決をするというふうな、そういった

教育プログラムというのも大事なことはないかなというふうに思っています。

一番最初に、私は社会構造の問題なんて、大きな話をさせてもらいましたけども、そこはやっぱり多様な価値観とか、たくさんの選択肢が生き方にあるというところ、そういったことをやっぱり教育の中で実感をしていく、そういった教育というのが大事だということで、教育の役割ではないかなというふうに、ちょっと私は思いました。そういった点で、何か今私が言ったことをご感想がありましたら。

議長（中垣克朗議員） 教育長。

教育長（畑中伸稔君） 大川議員のおっしゃるとおりで、そういう意味でも私たちは各学校におきまして、子供たちが常に教師のところに相談に来れるように、また教師も全員で、教職員全員で全体のことを見ると、皆の子供たちに目を向けるというような指導を徹底するようにやっていますし、今後とも続けていかなきゃいけないと思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） やっぱり教師とか、養護教員というのはキーになると思います。逆に、そういう人たちの、またメンタルヘルスの問題も今いろいろたくさんあると思いますが、そういったことも含めて、またいろいろやっていっていただきたいなというふうに思っています。

東紀州が自殺率が高いということは、東紀州の自殺対策に係る実態調査報告書というものが出ているんですね、これは担当課の方等々はお存じかと思えます。これがことしの3月に出版されているんですけども、この中で、よく眠れないといった精神衛生上の問題を病気としてとらえない傾向があるとか、医療機関を受診しないとか、あと周囲の目が気になる。そして、病院へ行くと病人扱いされそうになったということで受診への抵抗感があるというふうな分析がされています。

そして、今まで自殺対策というと、うつ病対策ということで、精神科に行くように勧めてきたきらいがあります。しかし、尾鷲の保健所管内、紀北町と尾鷲市で見ると、精神科のクリニックが1施設、しかも週2回、2日しか受診ができないというふうなことです。このように、受診しようにも精神科とか心療内科といった専門医療機関というのが少ないということも課題です。そして、先ほど言った周囲の目とか、偏見ということから、内科へ受診するというケースが考えられるんですね。そういうことから、今後医療機関のネットワークということをしつかりしていただくような、充実することを望んでおります。

そして、市長も何度か言われましたが、この地域は住民同士のつながりがある一方、そのつながりが、居心地が余りいいとは言えないというふうなことがこの調査結果の中で出ております。それは、深刻な問題をなかなか相談しづらいとか、先ほどの精神科、心療内科への受診がしづらいといったマイナス要因があります。

これを逆に言えば、人のつながりを生かした適切な相談先への道筋とか、あと自殺というものに対する考え方をやっぱりこの地域で変えていくといった必要があると思います。

その中で、総合計画の「共に創る」という考え方というのは、まさに自殺対策でも大事なことだというふうに思っているんですが、この中で、みんなが安心して健やかに暮らせるまちという基本目標、これにもちょうど合致すると思われま。ただ、市長も、十分いろいろご認識をされている中で、実は総合計画の中に一切、自殺予防対策について記述がないんですね。ちょっと、このあたりについて、市長、お考えを言っていたきたいんですが。

議長（中垣克朗議員） 市長公室長。

市長公室長（仲明君） 今回、提案をしています第6次尾鷲市総合計画の施策の施策番号211が健康づくりの推進ということで、45ページなんですけど、市は関係機関と連携して、心の健康相談体制の充実を図りますというところが今回の部分というふうには考えています。

現状と課題の中にも、健康づくりに関する計画として、国では健康日本21、三重県では、ヘルシーピープルみえ21が策定されているというふうには記述されております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 関連するところといたら、恐らくそこを言っていただけだろうと思って、私も想定をしておったんですが、一番最初に市長とお話をした中で、やっぱり人数としては数人だけでも、非常に多くの人がかかっている、非常に重要な課題であるというご認識があるのであれば、やっぱり基本計画の中にやっぱり入れていただく、プロジェクト的にこの10年、進めるべき課題じゃないかなというふうに私は思っております。そのあたり、市長、どうお考えですか。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 総合計画では、自殺そのものについての言及はないということでもありますけど、実施計画の中で十分な対応をやっていきたいというふうに思っ

ております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 今、このように案がほぼ、今から議会で議決されようとする案が出ている状態ですので、今さらなかなか変えるのは難しいと思いますが、最重要になってくるような事業ということで、ぜひご対応のほうをお願いしたいというふうに思っています。

あと、そろそろちょっと、最後なんですけども、実は村上龍の「希望の国のエクソダス」という小説、これ10年近く前の小説、これご存じですかね。あんまりご存じないですかね。村上龍さんは最近よくテレビに出てくるので有名ですけども、この最後のほうに、有名なフレーズがあるんですね。「この国には何でもある。本当にいろいろなものがあります。だが、希望だけがない」といった、これは子供が言っているフレーズなんですけども、自殺予防というと、何かちょっと暗いイメージもあるんですけど、逆に言ったら、前向きな、生きるための支援という、こういう視点がやっぱり大事だと思うんですね。つまり、希望の持てるまちづくりというのが政治とか行政の一番重要なところだというふうに私は思っています。

ただ、行政がこれが希望だというふうな押しつけるものではなくて、先ほど来いろいろ言っていた、安全とか安心とかいうふうな、最悪の事態のときのセーフティネットをどう備えるかというのが大事だと思います。これは防災対策もそうです。そして、365日24時間の救急をやっていただいている医療体制、この地域にとっても本当に非常に重要なことだというふうに思っています。

そしてもう一つ、やっぱり、よい意味でこれからまちが変わっていけるというふうな可能性を秘めたまちということが希望ということにつながっていくんだなというふうに私は思っています。

それで、総合計画の中にもありますけども、私は実は今必要なのは、誇りのあるまちではなくて、それぞれの人がやっぱり希望の持てるまちになるということが私は大事な視点だというふうに思っていて、以前からも何度か私は申し上げているところです。

今回、取り上げた自殺対策というふうな課題というのは、これからのまちの雰囲気をつくっていくというのは非常に重要なことだと思っています。そういう意味で、自殺予防という、こういった問題を地域できちっと早期に解決をしていくということが大事なことだというふうに私は思っております。もし市長から、最

後何かご感想等ございましたら、お願いします。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 人の命を大事にするということが基本的な姿勢であります。いろんな命に関する言葉がたくさんありますけども、その中でやっぱり、命の重さというのは、何にもかえがたいというようなところがありますので、そのことは、私の信条としても、そのように持っているつもりでありますし、希望というのは、いろんな中で、みんなが希望を見出せるようなまちにしていきたい。今は、とかく峠の先にも明かりも見えないような時代でありますけども、何とか尾鷲市はその中でいろんなことをやっていく中で、いろんな方が、いろんな希望を見出せるようなまちにしていきたいなということにしたいと思っております。そのことが誇りにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） そうですね、最終的に誇りを感じてもらったらいというのは、私も共感するんですけども、ちょっと、もう少々時間がありますので、ちょうど先ほど、昼、ご飯を食べるときにテレビを見ていたら、幸福度の話がちょっと出てきていまして、福井県が先日、法政大学の調査で幸福度が1位になったということが報道されておりました。未婚率がここは低いとか、出生率が高いとか、先ほど三林議員の一般質問でもありましたが、障害者の雇用率が高いとか、あと正社員の比率が高いとか、いろんなそういう尺度で評価されたようなんです。ただ、不思議なことに、ここの福井県、平成20年度のアンケート、これ子供たちへのアンケートなんですけど、将来の夢や目標を持っていると答えた子供の割合というのは、小学校6年生で全国第44位、中学校3年生で39位と、そういう、なかなかちょっと幸福度の今回やった尺度と子供たちというのが、なかなか相関関係が余りなかったというふうな結果が出ています。ですので、現状の満足とか、現状の価値観というのが決して将来の希望にはつながらないということがわかってきて、これは非常に難しい、新しい課題だというふうに思っています。

ちょっと話は飛んでしまいましたけども、もしちょっと、幸福度のことで、市長、何か考えございましたら、最後にご答弁をお願いします。

議長（中垣克朗議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今までの幸福論というような考え方、私のこれは考え、近いかもしれないんですけども、天気の悪い日はせめて明るく過ごそう、明るい顔で過ごそうというような部分が多かったのではないかなというふうに思います。だから、

本当の幸福、だから、価値観としての幸福というのは、それはさまざまな話の中で、どれが本当の幸福なんかという話は、それはもうちょっと難しい議論であります。少なくとも、やはり子供たちがいろんな希望を持ち、あるいは市民がいろんな希望を持つ、そういったことが幸福な社会なんではないかなというふうに思っております。

だから、今までの価値観とは違う部分で、いろんな考え方が出てきております。そういった方たちがいろんな価値観の多様化に対して認め合う、そのことも一つ大きな幸福ではないかなというふうに思っております。

議長（中垣克朗議員） 大川議員。

10番（大川真清議員） 最後、大変よいご答弁いただきました。どうも今回はありがとうございました。

以上で終わります。

議長（中垣克朗議員） 以上で、本日の一般質問は打ち切り、あす6日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

〔散会 午後 2時43分〕